

第九十一回国 参議院 地方行政委員会 會議録第七号

昭和五十五年四月二十二日(火曜日)

午前十時四十三分開会

委員の異動

四月二十二日

辞任

戸塚 進也君
野口 忠夫君

補欠選任

郡 祐一君
丸谷 金保君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

後藤 正夫君

委員

衛藤征士郎君
金丸 三郎君
佐藤 三吾君
神谷信之助君

衆議院議員

代理 地方行政委員長

石川 要三君

国務大臣

自治大臣
(国家公安委員長)

後藤田正晴君

政府委員

事務局側

常任委員会専門員

説明員

警察庁長官

警察庁長官官房

警察庁刑事局長

自治省行政局長

自治省財政局長

警察庁刑事局調査統計官

山本 鎮彦君
山田 英雄君
中平 和水君
砂子田 隆君
土屋 佳照君
高池 忠和君
浅野信二郎君

本日の会議に付した案件

○犯罪被害者等給付金支給法案(内閣提出、衆議院送付)

○行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○地方行政の改革に関する調査(昭和五十五年度の地方財政計画に関する件)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(後藤正夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

犯罪被害者等給付金支給法案を議題といたします。

本案の趣旨説明はすでに聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤三吾君 まず、理由なき殺人、傷害の被害者の皆さんが、本法の制定の請願をされましたのが四十二年の十二月二十二日だったと思うのですが、以来、十三年間を費やしておられるわけです。この請願を受けて、稲葉元法務大臣が、文明国の恥である、政府の道義的責任でもある、こういうことを法務委員会の中で強調されてから約四

年たっている。そういう本法がおくれた経緯は一体どういうことなのか。政府としての責任をどのように大臣としては感じているのか。まずそこから聞きたいと思います。

○国務大臣(後藤田正晴君) この制度を国会で御審議を願うという段階に至るまでの間には、十年余りの時日が経過をいたしましたことは事実でございます。したがって、こういった長い間放置しておいたのはいかなる理由かという御批判、これは政府としても素直にそういった御批判は受けなきゃならぬと、私もさように考えるわけでございます。ただ、何といましてもこういった制度は、今日の学説等でも御案内のようにいろいろな見方がある。性格はいかなるものであるか。つまり、公的な制度によってこういった被害者救済という新しい制度をつくるわけですから、その性格は一体どのようなものであるかといったようなやまましい問題がございます。同時にまた、それを取り扱う場合に、どの程度の犯罪被害にとどめるのか、扱う機関はどうするのかといった大変厄介な問題が、こういった新しい制度をつくるという場合には背後に伏在するわけでございます。そういったことで十年余りの時日がかった。

しかし、三菱の企業爆破事件等凶悪犯罪で、行きずりの犯罪の被害者がふえてくるといったようなことで、いろいろな議論はあるにしても、このまま放置するわけにはいかぬではないかといったようなことで、法務省、警察庁中心で審議をしまして、結論として警察でお引き受けをして、この際、何とか皆さんの御理解を得て実現をしたいと、まあこういうようなことで、今日ようやく制度化について御審議を仰ぐことに立ち至ったわけでございます。

当初申しましたように、こういった長い期間がかかったということは、その点についての御批判、これは素直に私ども感じなきゃならぬと思いますけれども、何分にもこういった制度は大変厄介な事情が背後にあるんだということを御理解を賜ればありがたいと、かように思うわけでございます。

○佐藤三吾君 この法案の当初の窓口というのか、準備というのか、こういったのは法務省が中心になってやられておったんですね。それが途中から警察庁の方に変わってきた。この経緯はどういう理由ですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) これは法務省で当初御審議をしておられたんですが、その際いろいろ検討をしておる過程で、一体、法務省がやるという場合には、それを扱う機関として地方に支分部局をつくらなきゃならぬだろうという議論、あるいはまた、裁定の機関を検事正にしないやならぬとかいったような問題がございました。そういった際には、まあ行政簡素化の一方の要請もございまして、同時にまた、検事正ということになると、裁定機関と捜査機関というような関連がある。いろいろ事情がございまして、結局被害者の便宜等も考えてみれば、やはり都道府県の機関で扱ってもらうのがよろうと、こういったようなことになって、ならば、警察を管理はしておるが捜査機関ではないといったような都道府県の公安委員会等を活用するのがいいんじゃないかというかといったようなことで、警察庁でこの法案を扱ったらいんじゃないかろうかと、こういった結論になって、警察の所管ということで御審議を仰ぐということになったように私は報告を聞いております。

○佐藤三吾君 実は、四月一日に法案が参議院に回ってきて、私ども、この法案の審議に当たっている議論を理事懇を通じてやってきたわけですが、まあこの法案というのは、御存じのとおり

に、突然犯罪に襲われて被害者になった家族の皆さんが、当初は六名の遺族の皆さんが中心になって、何とかしてこういう遺族の腹立ちと同時にまた救済を国に求めて運動をしようじゃないかということ、まさに私財をなげうって、全国の悲嘆に苦しんでおる被害者の皆さんに結集を求めて、それが国会に取り上げられて政府を動かして今日の立法になっておるといことがこの法案の作成過程の中には歴然としてあるわけです。ところが本法の場合には、新しい制度としてつくられるということが一つの前提になっておると思うんですけれども、そういった御尽力をいただいた方々に、ついでには何ら顧みられないというか、報われないと、まさにそういった法案の趣旨になっておるわけです。

確かに衆議院段階の議論を聞いてみますと、法律の不遡及の原則であるとか、他の法律制度の関連であるとか、前後に不公平が生まれるとか、いろいろ答弁をされております。しかし、この立法政策の過程を見たときに、そういうことで律すべきかどうか。私どもとしては、いわゆる衆議院段階における参考人の学者、先生の方々の御意見等を調べてみましても、そういう不遡及の原則というのはあるけれども、しかしやはり本法については、大變遺族の皆さんの血のにじむ御努力の結果国が取り上げた経緯等を考えて、財政の許す限り遡及すべきであるというのが五十年七月二日の衆議院の法務委員会における三名の参考人のそろった意見にもなっておるわけです。

そういう点を考えてみますと、これは衆議院でも全野党がこの点を強く求めておったのでありますけれども、結果的にはそれが入れられないまま参議院にきている。これは参議院の良識にかけてもぜひひとつ実現せにやいかぬじゃないかということ、与党の理事も努力をしてきたと思えますし、また、委員長も大臣にそのことをわざわざ申し入れて、やってまいりましたけれども、結果的にはそこら辺に対する血が通ったような答えが出てこないというのがいまの実態だろうと思うんです。

すが、これはひとつ大臣、衆議院段階の答弁の模様を私は聞いておりますけれども、私は、そういうもので律すべき性格のものじゃないという前提に立って、この遡及についてどういう考えなのかまず聞いておきたいと思えます。

○国務大臣(後藤田正晴君) この制度が実現するまでの間、いまおっしゃったような方々が大変熱心に運動をせられた、その成果がこういった法案となって結実するまでの大きな原動力であったということは、これはそのとおりでございます。私どももこういった制度をつくる際にはできる限りそういった方々の御努力にも報わなきゃなりませんし、同時にまた、できる限り幅広く救済の網を広げるというのはこれはもう当然のことでございます。ただ、何といいたしても、こういう制度を新しく設けるという場合には、いろんな他の制度との関連の問題であるとか、あるいはまた、そもそも遡及は認めないというのがこれはもう原則でございます。そういったらんなむずかしい問題がございますので、過去のそういった方々の努力にそのまま報いることができなかったということは私自身としてもまことに心苦しいという思いはするわけでございます。しかし、そういった方々の御努力があつて初めてこの制度ができて、今後そういった方々がなくなるんだということによって、過去の運動をしていただいた方も気持ちの上ではひとつ満足感を味わっていただきたいと、こう思います。

しかし、われわれとしては、何とかこういう方々に対してやはり救済の手は伸ばさなきゃならない。ならば、こういった、法律の制度にはなじまない、だとすればやはり何らかの、民間の団体といひますか、財団法人とでもいひますか、そういったような民間の方々の団体等をできればつくる努力をして、そして別の形でいささかでもお報いをする事ができるようにしたいというのが私の今日の気持ちでございます。したがって、この法律の対象としては、残念ながらやはり遡及効を認めるというわけにはいかないんだと、この点を御

理解していただきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 しかし、同じような法律が各国でも先にできておりますけれども、たとえばオランダとかオーストリアとかは遡及を認めておりまして、またわが国でも、たとえば公害被害者の補償とか災害給付とか、また被害、これは若干違ひますけれども、いずれにしても、現在かかっておる皆さんについては事実上の遡及を認めておる。この法律だけがどうしてそれが認められないのか。いま大臣は気持ちとしてはということ盛んに強調しておたけれども、それがこの法律に限ってどうして認められないのか、ここら辺がどうしても理解できない。いかがですか。

○政府委員(中平和水君) ただいま御指摘のございましたように、外国の立法例、スウェーデンとかオーストリアとかオランダ等の幾つかの国あるいは州の中では、遡及適用をしている例もあるわけでございます。しかしながら、イギリスとか西ドイツを初め多くの国ではやはり、外国の立法例を見ましても、施行期日後の適用が多いのが実例でございます。ただ、遡及しているところにおきまして、私もいろいろ調べてまいりましたわけでございますが、立法の立て方といたしまして、生活困窮とかあるいは経済生活が現実に悪化した、そういうことを条件として一応被害者あるいはその遺族、そういうことで給付制度をしておるわけでございます。わが国の制度のように、被害者とか遺族の精神的な痛みの緩和、こういうところに重点を置いておるわが国の制度の立て方とはや違つた、ただいま申し上げましたように、やや生活困窮的な要素を見ての遡及でございます。わが立法というのは、どちらかといひますと、いわれなき殺人の被害等に遭つた方々の精神的な痛み、こういったものについてやっぱ手厚く見てまいると、そして立ち直つていただきたい、基本的にそういう気持ちでこの法律をつくつておるわけでございます。したがって、外国に遡及の例があるから直ちにわが国も遡及するべきだと、こういうことにはならないではないだろうか、

こういうふうに考えたわけでございます。

それから、わが国の立法の例におきまして、過去の原因による被害を対象とするものがあるではないかと、こういう御指摘でございますが、ただいま御指摘になりましたようないふような制度と、今回のように、昔からあるこうした犯罪というものの対して、さかのぼつて適用するという問題とはやや観点が違うような感じがいたしますので、直ちにそうした立法例というのは今回の遡及適用の理論的な根拠にはならないではないだろうか、こういったのが私たちの気持ちでございます。

○佐藤三吾君 確かに精神的な面もあると思うんですが、警察庁がこの法案の基礎資料で調査した五十二年調査を見ても、四二%が経済的に打撃を受けておる、事件によつて。そして、たとえば親類の援助を受けたり、また生活保護に転落したり、保護を受けなきゃならないような状態に陥つておる。また、精神的な面を見ると、やっぱ四二%、千五十名の皆さんがその点を訴えておる。そのために仕事や学校をやめて家事援助に変わつたり、離婚したり、老人や子供の場合には施設に入つたり、自殺などを引き起こしている。こういった事態を警察庁の調査でも、まあこの内容の信憑性というか、言うならば調査がどの程度精密を期しておるかどうかは別にして、少なくともこの法案作成の基礎資料として集めた中では明瞭に出されている。そういう実態にあることは明らかでございまして、諸外国では生活困難があるから遡及をしたんだけれどもわが国の場合にはどうでないという理由になるのかどうか。いかがですか。

○政府委員(中平和水君) ただいま御指摘のございましたように、私どもで五十三年の四月から六月にかけまして全国的に、昭和五十二年におきまして殺人等の故意の犯罪によつて死亡した被害者についての調査をいたしておる次第でございます。そのときの被害者が千五百二十七人あるわけでございまして、その遺族が二千五百二十九人ござい

まして、生活保護を受けている方は百四十二人、五・七%であつたわけでございます。そのほか、この犯罪の被害の後に転退職をしたり、職業につきなり、パートとかアルバイト、内職、あるいは親戚で生活の扶助を受けて減収の分を賄つていただくと、そういうふうな何らかの経済上の影響を受けた方は四百八十八人、一九・三%ということになつておりました、それに広い意味でその他のいろんな生活上の影響を含めると、たゞいま先生から御指摘がございましたように全体では四二%に上つておる、こういうことになつておるわけでございまして、確かにそういう意味では犯罪の被害によつて生活の諸条件が変わつてまいつておると、こういう方の多いこともこれはまた事実でございます。

ただ、わが国におきまして、こうした被害者に対する救済の手を差し伸べるべきであると、こういう議論の起りました背景は、先生御案内のように、通り魔殺人のようないわれなき殺人等の被害に遭つて亡くなられたり、あるいはこれは殺人未遂等のことだと思ひますが、重障害になられたり、そうした方が非常に、民法上の不法行為制度がありながらそれが全然機能してない。そして他の諸制度、たとえば同じように亡くなつても交通事故で亡くなつた方々につきましては自賠責等を加えた側の処遇につきましても、だんだん行刑が改良されて非常に処遇がよくなつておる。したがつて、こういう人々をやはり放置しておいてはいけなかつた、こういうことが背景になつてこの法案ができてまいつたわけでございまして、したがひまして、やはりそうした通り魔殺人のように、いわれなき殺人に遭つた人々を何とかして救わなきゃならぬ、それを社会連帯共助の精神で公費をもつて賄うと、こういうことで生まれてきたというふうに私も理解しております。

したがひまして、制度の立て方といつたしましても、故意による殺人とかあるいは重障害ということを中心に法制度というものを立てておりまし

て、ねらいといつたしましても、そうしたいわれなき殺人等の被害を受けた方々の精神的な痛みというものに重点を置きつつ、経済的な条件につきましてもあわせて考慮していくと、こういう考え方で実は法案を立てておると、こういうことでございまして。

○佐藤三吾君 いや、私も、この法案については賛成なんです。むしろ速きに失したと、そういう立場に立つておるわけです。

〔委員長退席、理事金丸三郎君着席〕

それだけに何とかして、この被害者の皆さんは、本法が施行された後の被害者も本法の施行前の被害者も被害者については同じなんですから、それについて同時に何らかの措置ができないのかという気持ちがいっぱいなんです。

本法の趣旨というのは、自由社会を前提に、自由の保障と引きかえに生ずる犯罪被害を国民相互でこの救済法によつて補てんするというのが私は趣旨だと思ひます。だとするならば、なお一層、先ほど大臣がいろいろおくれた経緯を言つておりましたけれども、それにしても十三年間も明治の初めならともかく、なかなか外国もわからぬと、そういう資料がないということもいろいろあるでしょう。しかし外国の場合にしても、日本よりずつとよくてこの問題に取りかかつたところでも、二、三年で全部成立させて適用しておる。こういう実態の中で、私はやはり政府の責任というの是非常に大きいと思ひます。

ですから、せめて少なくとも国会で請願が採択された時期とか、仮に議つても、時の法務大臣がこれは文明国の恥だと、政府の道義的責任だと、こういうことを国会の場で強調しておる時期までとか、何らかの形でこれはやはり報いるべきではないか。こういうのが私どもが理事懇の中で強く主張してきた点なんです。第一、昨年警察庁が予算要求を行った際も、これはことしの四月を前提にして予算要求をしておる、四月実施を前提にして予算要求をしておる、八月の予算要求にして。それをさらに来年一月まで延ばす、こういう

法律になつたところに非常な不満を持つておるわけなんです。そこら辺、いまの局長の答弁ではどうしても私は理解できない。いかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) まあおくれたということについては、先ほど言いましたように、私もそういう御批判は甘受しなきゃならぬと思ひます。しかし反面、こういった制度がこれだけ長い時間がかかるということ、その背景には、こういう制度というのはなかなか理論的な面あるいは現実の面、いろいろとむづかしい問題が背景にあるんだということもぜひ御理解を賜りたいと、私はさように考えるわけでございまして。

で、当初の要求は四月実施であつたわけなんです。確かにそのように聞いておりますが、これも私は、それが一月一日に延びたということは、まあ予算という問題がないと言へばこれはうそになります。確かにございまして。しかし私は、やはりそれだけではなかつた。つまり、予算要求の段階というものは、必ずしも私は詰めた議論というものが十分に行われてない。だんだん詰めた議論ということになつてくると、これはなかなか四月一日実施ということとはできないんだと。どうしても準備期間というものを十分見て、間違ひのない踏み出しをしなきゃならぬといつたようなことで、私は一月一日やむを得ないと、これは私自身が最後の折衝をいたしましたから、判断をしたような次第でございます。

○佐藤三吾君 いま大臣は、詰めた議論をしていくとおくれざるを得ないと、こういう言い方をしたんですが、いやしくも警察庁が予算要求をしていくというのは、そう当てつぽかの、無計算の、見通し何もない要求をするとは私は考えられない。そんないいかげんなものじゃないと思う。ですから、予算要求をしたということは、逆に言えばかなり詰めて確信を持ったから予算要求をしたのであつて、また、予算を決めるときにそんないいかげんな資料で決めるはずはない。ですから、問題はそこにあるのじゃなくて、いまいみじくも大臣が言つたように、予算の制約で施行期日を延

ばしたり予算の制約で立法をおくしたり、そういうところにこの基本的な原因があるのじゃないんですか。いかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) こういう制度をつくる際に、もちろん当該主管官庁としては十分検討をして出すことは、これはおっしゃるとおりです。しかしながら、主管官庁がその理解をしておつても、いろんな相手方との論議の過程で、これはもう少し詰めたきやならぬという面が出てくるのもこれはまた事実でございます。そうでなければ予算査定ということはありませんし、また議論の詰めようもないわけですから。だんだん詰めていけば、やはりこれは一月一日やむを得ないじゃないかと、こういう議論が私は出てくると思ひます。まあそういうことが一方にある。

同時にまた、御質問の、予算でそうなつたんじゃないかと。これはそんなことありません。この予算はわずか二億足らずの予算でなかつたかと思ひますが、これ一年間見たとところで今日の全体の予算の中では微々たるものですから、これは予算だけの都合で一月に延びたというような事情はございません。

○佐藤三吾君 いや、さっきの法務省から警察庁に変わった問題とも関連するんですけれども、稲葉法務大臣が発言しておるのは五十年ですね。それが五十二年ですか、警察庁、法務省にそれぞれ調査費がついたのは。ところが五十三年度は予算要求をやつていませんね。こういうようなことは一体どういうことなんでしょうか。

○政府委員(山田英雄君) ただいま御質問にありましたように、警察庁といたしましては、この犯罪被害給付制度につきまして調査費を五十二年度から五十三年度、五十四年度と三カ年度にわたつて要求いたしました。予算上年間約千六百万から千七百万程度ついでございまして。この中身は、外国資料の研究でありますとか、国内の犯罪の被害実態を調査するということに内容があるわけでございまして、五十二年度、五十三年度、この両年の調査費によりまして、先ほども答弁で申し上げ

ております五十二年度における犯罪被害実態というものを全国的に調査したわけでございます。そうした資料がございまして、被害対象なりあるいは支給金なりという制度の根幹をなす要素が把握できないわけでございます。主として五十三年におきまして二カ年間の調査費によりましてそのデータをそろえることができたわけでございます。そこでおおよそのめどをつかみまして、制度の細部の点を煮詰めて、五十四年の八月に至りまして、五十五年度予算の概算要求にこの制度についての必要な予算を要求する段階に至ったわけでございます。

そこで、先ほど大臣から申されました点を補足して申し上げますと、当初の概算要求では、私ども、いづれの者に支給すべきか支給すべからざるかの基準についてはできるだけわかりやすい仕組みをつくらうということで、たとえば暴力団相互間の犯罪あるいは極左暴力集団相互間の内ゲバの犯罪等、一義的に態様に除いていく。親族相互間の犯罪についても、支給対象から一義的に除いて、除いた部分がこの制度の支給対象になる気の毒さ度というものの残るものではないかというふうに立てておたつたわけですが、やはり予算折衝の過程あるいは法案作成の過程で詰めてまいりますと、この法案の六条に規定してございますように、具体的な過去の事実関係を積み重ねて気の毒さというものを、そうした暴力団相互間の犯罪とかいう一義的な除外でなしに、被害者の責任の度合いというのをさらに詳細、具体的に吟味して支給すべきである。減額支給すべき場合にもさらに詳細に、減額すべき程度を吟味すべきであるという議論に到達したわけでございます。もとより、その最終的に到達しました議論は、私ども公正であり、納得のいくものであり、被害者の立場に立った考え方であると思っております。そうなりますと、やはり、いままで調査いたしましたデータをまた基礎にいたしまして国家公安委員会規則の中身をつくっていく、そういう作業も必要になってきたわけでございます。

したがって、五十五年度できるだけ早い時期に実施したいという意欲で臨みましたが、これも、公正な制度をつくるためには必要なる準備期間というものは設けざるを得ない、こういう結論になりました。一月一日施行という法案を作成するに至ったわけでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○佐藤三吾君 結果的に言えば、二年間にわたって調査をしてデータをそろえたけれども、予算査定の中でそこら辺に不備があったと、こういう理由のように伺いするのですが、しかし、それにしても私は余りにもちよつと、十億の要求をして二億に削られたということは、それだけじゃないような感じがするんですね。これは大臣がいみじくも、予算でないと言つたらうそになるということとを言つておたつたのが本音じゃないかと思うんですが、また答弁のし直しの中で大臣はそれは否定しましたけれどもね。結果的には、予算が先に決まって、そうしてやむを得ず実施時期を、施行日を延ばさざるを得なかった、これが本音じゃないんですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 率直に私お答えしたいと思うんです。私は、実は公安委員長就任の前、この法案についての説明を議員として警察庁から聞いたんです。そのときに私が発した第一の疑問は、これは君、金額が安過ぎやせぬかということと言つたんです。ところが、だんだん説明を聞いておきますと、無理ない、これでよからうと、十分わかつた、こう言わざるを得ない、他の制度とかいろいろ関係があつたんです。それから公安委員長に就任をしまして、予算の折衝あるいは——予算だけではありません、法律案の作成、こういつたような段階のときにも、適及効がないということは、これはもうやむを得ない、よくわかつた。それはやむを得ぬだろう。しかし、適及効がない以上は、できるだけひとつこれは早目にその法の施行ということはできぬのか。その準備はよくわかるけれども、何とかせめて九月なり十月ということはできぬのかという疑問も私は

持つたんです。そこで事務当局にその点の説明を求めたところが、いや、これはやはりいろいろ準備がございまして五十六年一月一日にしてもいいんです。そのつもりでひとつ今後大臣としては各方面との折衝をしてもらいたい。まあこういうような事務当局の話がございまして、そこで私も、準備その他の内容を聞いてこれはやむを得ぬということ、五十六年一月一日施行やむなしと、こういう最終の私の決断をしたわけでございます。

○佐藤三吾君 私いま大臣が言つたように、仮に適及が不可能ならばせめて——私も野党の皆さんと一緒に要求したように、法律が成立して、施行期日を繰り上げるべきじゃないか、時日を早くすべきじゃないか、こういう主張をしてきたんですけれども、これは私はやっぱりこういう法律であるだけになおさだと思つてますよ。ところが、それが衆議院ではもう通つてきたか、予算はもう成立したからとかいうことで、ああでもないこうでもないというので、なかなかあなたの方がかばりを縦に振らない、こういうことにききうまでなつておるわけですけども、これは私は、いまあなたがそこまで気持ち率直に言うなら、仮に二億という予算があつても、三月までの件数で二億が余る場合もあるし、逆に言えば二億では足りない場合もあるだろうし、そこをどうするかは知らないじゃないか。そうすれば、準備その他から見ても、法律が成立してから六カ月もあれば十分施行準備はできるはずだし、十月なり十一月まで繰り上げるとか、そこら辺の誠意というものは私はあつていいんじゃないかと思つてますが、いかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私もいま率直にお答えしましたように、私自身も佐藤さんと同じような実は疑問も持つて、事務当局に法律施行の時期——適及効は初めからこれはもう私もよくわかつたのですが、金額の問題とか過失犯の問題とかいろいろ実は聞いたんです。ところが、私自身の疑問というものは、事務当局の説明を聞いておる

と、これは無理ないと、しょうがないと。ことに施行時期について、どうしても一月一日にしてもいいというものは、これは事務当局の私に対する要望であつたんです。最後になりましたね。ならばいたし方があるまいということ、佐藤さんと同じような疑問を私も持つておたつたのですが、これは事務当局が、準備その他の観点から、正確な、確実な第一歩を踏み出したいんです。したがつてこの際一月一日ということ、ぜひお願いしたいというのが私に対する最終の説明でございます。したがつて、私はそれを受けて最後の大臣折衝で、これはどうしても一月一日に当方としてはやりますということをお願いしたんです。私、これが予算だけの問題だつたらがんです。そんなわずかな五億や十億の金額、それが大臣折衝で取れないなんというところは全然考えていません。しかしながら、私は、そういった事務当局の準備その他の意見に耳を傾けて、事務当局が言うならこれはいたし方があるまいと、これが私の最終の判断をした根拠でございますので、その点はひとつぜひ御理解をいただきたいと、かように思います。

○佐藤三吾君 大臣の説明を聞いておると、理事懇における与党の方からの回答とは大分違うように思ひますけれどもね。与党の皆さん方のあれは、もう衆議院を通つたから、予算が通つたからと、こういうことが終始一貫聞かれておつたんですけれども、いま大臣の説明を聞くと、今度はまた違つた理由を——その間に知恵づけができて方向転換をしたんじゃないかという感じがします。しかし私は、やっぱりいまの説明はどうしても釈然としません。時間がございませぬから先に進みますけれども。だとするなら、心情的にはやっぱり何とか早くしなきゃならぬし、また、この法案の成立に向けて本当に血のにじむような努力をしてきた方々に報わなきゃならぬ。それは具体的にどのような形での方法を考へておるのか。衆議院段階の附帯決議では、被害者の遺児に対して育英資金という方

法をもつて救済していく、そういうことで具体的な構想も出しておられるようでございます。理事懇のやりとりの中では、それ以外に、被害者に対する中で、たとえば重障害者の皆さんにどういう措置をとるのか、こういったこととか、このために努力してきた方々に対して国としての責任の一端もしくはまた、何といたうのですか、いま大臣が気持ちにはあるんですけれども、この気持ちを具体的にどのようにならしているのか。これをひとつ明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(山田英雄君) 先ほど来御答弁申し上げておりますように、この法案について遡及の制度は立てられておらないわけでございます。その結果、過去の犯罪被害を受けた方々の遺族の方々にお報いすることが、法律の段階ではできないわけでございます。私どもも、その方々のお立場は大変お気の毒であるというのを感じておる点については、委員のお気持ちと全く同じでございます。

そこで、何が現在お気の毒な状態であるかというのを考えてみますと、遺族に児童生徒、そういう遺児の方が残っておられる、この方々の生活というものはお気の毒な状態の最たるものであらうと考えるわけでございます。特に、他の制度を見てみますと、漁業に従事中海難等の災害により亡くなられた方の遺児、あるいは交通事故により亡くなられた方の遺児、これにつきましては、いづれもただいま申し上げたのと同じような考えに立つて育英奨学資金制度というものが公益の財団法人によって行われているようでございます。そこで、私どもとしても、民間の方々の発起によりまして、この犯罪被害遺児の場合にも同様の財団というものがつくられていくということは検討に値するのではないかと思ひまして、法案提出の行政機関としまして、その間できるだけの努力を尽くしてその実現に寄与してまいりたい、と、こう考えておるわけでございます。

また、現在の段階において、犯罪の被害を受けた方の気の毒さというものは、いまの遺児の方

と同じように、重障害を受けられた方も、いまだに病床に伏せておられる、そういう状態は大変お気の毒であると思ひます。

ただ、前に申し上げました奨学資金制度自体につきましても、これから民間の方の発起を待ちまして、浄財を募って一定の寄付行為により事業を行っていくということでございます。奨学資金制度について申し上げても、漁船海難遺児育英会の例をとりますと、小学生三千円、中学生三千五百円、高校生一万円という月額の給・貸与をしておるわけでございますが、同じレベルで犯罪被害遺児について考えるといつたした場合、五十二年の実態調査によりますと、年間百五十七人程度の児童生徒の方が遺児でおられるということになります。これを通じて見ますと、年間約千人の児童生徒に奨学資金の給・貸与をしなければならぬ。ただいま申し上げました漁船海難遺児育英会の給・貸与レベルで試算いたしますと、年間六千八百万円を要するわけでございます。これは一定のファンドで、金利八分で回すという大変細かいことを申し上げるわけですが、果実で運営していくというのを考えますと、約八億六千万円の基金、ファンドが要るわけでございます。奨学資金制度を維持していくためだけでもそれだけの金額が要る。これは現在の社会情勢のもとでは、そうした資金を集めることだけでも大変困難であらうと思ひますが、御趣旨もございまして、私どもも全く同意見でございますので、一同御援助を賜りまして財団法人の設立には努力いたしてまいりたいと思ひます。

その基金の額いかによつて、また、御指摘の重障害の方への見舞い等もできるかと思ひます。前向きに基金の額をふやしていくということによつてそうした検討もできるかと思ひますので、ただいま私どもが考えておりますこと、努力の方向を以上申し上げたわけでございますのでよろしく願ひいたします。

○佐藤三吾君 この奨学資金というのは、いまお伺ひしたんですが、財団をつくつてそれに八億六

千万の資金を、浄金を集めてそして金利で運営するといふ内容だったと思うんですが、それはいつをめぐりにしておるんですか。

○政府委員(山田英雄君) これからの問題でございますので、自信を持って、責任を持ってお答えするわけにはまいりませんが、私どもの努力目標としては、法の施行期日が五十六年一月一日でございますので、それに著しくおくれな時期にめどをつける必要があると考えております。法案成立後におきましてはできる限りの努力を尽くしてまいりたいと思ひております。

○佐藤三吾君 著しくおくれなということとは、施行日と大体同じにスタートを切ると、こういうふうには理解していいんですか。そこを努力目標に置いておると。いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) できれば、ただいま御指摘の期日に間に合わせるというのが一番望ましいと思ひますが、これはこれから資金を集めるわけでございますので、目標には置きたいわけでございますが、自信を持って申し上げる段階ではないことを御理解いただきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 この重障害者についての見舞い金というのは、これは該当者を大体どの程度予測をして、また現実には、被害者の中の重障害者というものは、生命が存在しておるといふ前提だろふと思うんですが、生きておるといふことが前提だろふと思うんですが、それをどの程度までさかのぼつていくわけですか。

○政府委員(山田英雄君) この法案の支給対象であります犯罪被害を受けて重障害になられた方と申しますのは、労働災害の場合の一級、二級、三級を考へております。といひますのは、三級以上の方は労働能力を喪失する程度の重い障害でございます。死亡と同程度に評価されるという級別を考へておるわけでございますが、これは五十二年の実態調査で見ますと、六十二人の方がこの一級から三級までに該当する犯罪被害を受けた方でございます。法案によりまして支給対象となるという数を推計いたしますと、約四分の一が除外され

まして、四十六人程度と五十二年の実態調査では考へております。

これをいつまでの被害の重障害者に対して考へるかというところは、将来設立されます財団の寄付行為の定め方いかんにもよると思ひますが、私どもも、現在何人ぐらいの方がおられるかという実態調査をしておりますので詳細は申し上げにくいわけでございますが、年間約四十六人ぐらいずつ重障害の方がおられるという状況でございます。

○佐藤三吾君 いや、私が聞いておるのは、その四十六人の数字は私も把握しておるわけですが、それは五十二年の場合が四十六人ですよ。五十二年に起こつた事件による重障害者が四十六人、この法案の適用に該当する者が四十六人ということであつて、それ以前の方でもいらっしゃると思ひますね。警察庁でつかんでおる、生存者の中における重障害者というのは大体何名つかんでおるんですか。

○政府委員(山田英雄君) この点につきましては、五十二年の実態調査以外にはまだ調査しておりませんし、データをただいま持ち合わせておりません。したがひまして、年間四十六人ぐらいの方がこの法案の支給対象の重障害者であるといふことは調査の結果で確かめられておりますので、その数を基礎にして考へていくことになるうかと思ひます。

○佐藤三吾君 基礎に考へていくとすれば、大体どのぐらいの予測を持っておるんですか。私が聞きたひのは、被害者の中で重障害になつておる人、これは重障害であつたけれどももう亡くなつたという人は対象外になるでしょう、逆に言へば、そうすると、いま生存しておる重障害者といふのは何名を大体予測しておるのですか。

○政府委員(山田英雄君) これは改めて調査いたさなければ正確な数字はわからないと思ひ考へております。したがひまして、こうした方々に財団による一時的なお見舞いをする場合につきましても、先ほど申し上げましたように、奨学資金制度に加えてやるとなりますと、資金の額との見合い

もあると思います。そうした見合いと、改めて調査した場合の数の見合いで見舞いの程度もおのずから固まってくると思いますが、大ざっぱに申し上げれば、やはりこの四十六人にどれだけお亡くなりになられた方がいるかというところは調査しなければわからないわけではございませんので、年間四十六人、それで何年分ならば何人おられるというふうなことで試算するより、いまの場合はつかみようがないと考えておるわけではございます。

○佐藤三吾君 私、これは何年前とかいう議論じゃなくて、たとえば四十六年以降に重障害者になつた者であるとかね、こういう考え方は意味がなくなるんじゃないか。これこそやっぱり重障害者で現在生存している方々全員にこの際ひとつ見舞い金を出すと、こういうことでなきゃならぬと思うのですが、そういう考えではないんですか。まあそれは寄付金の集まりぐあいの問題いろいろあつたとしても、重障害者の中で、これこれについては見舞い金を出すけれども、同じ重障害者のこれこれについては出さないと、年数で区切るんですか。

〔理事金九三郎君退席、委員長着席〕

○政府委員(山田英雄君) 私どもの気持ちとしては、ただいまお尋ねにありましたように、法施行時に重障害者で伏せておられる方、この法律案の支給対象になつて伏せておられる方ということに対してお見舞いを財団からすることがベターではないかというふうに考えております。

○佐藤三吾君 まあ言うならば、生存しておるこの重障害者に国として誠意を示したいと、こういうことというふうに理解していいわけでしょう。

○政府委員(山田英雄君) 国として言われた点でございますが、法律によって適及はできない、そうした状態を考えた場合、公益財団法人としていろいろいまお尋ねの御趣旨に賛同される方々の発起を待つて、その法人の事業にそうした重障害者のお見舞いを検討していくというものでいかかであらうかと考えておるわけではございません。

○佐藤三吾君 ぜひそういう点は私もお願いしたいと思うのですが、その際に、この寄付金の淨財の状況等も勘案して、いわゆる見舞い金の中身といふものが吟味されると私は思うのですけれども、しかし、おおよそのめどというのはいくほどの程度を考へておるのですか。見舞い金について。

○政府委員(山田英雄君) いま、具体的なめどというのは、特に私どもの頭の中にあるわけではございません。これは先ほど申し上げましたように、基金の集積の度合いによると思います。それから、特に責任を持つて申し上げられないのは、奨学資金につきましては、先ほど申し上げましたように、他の制度というものが、そのときどきの物価状況に応じてつくられてきているモデルでございます。したがって、一応試算というものをいたしまして先ほど御答弁を申し上げたわけですが、こうした重障害者への一時見舞いというものは、他の法人の例にございせんものから、やはりこれからつくられる財団法人の寄付行為を設定する場合の資金の額との見合いによると思ひます。そういう意味で、できるだけ手厚くすることをわれわれも期待いたしますし、努力したいと思つておりますが、具体的に幾らかということはいま責任を持つて申し上げられないわけではございません。

○佐藤三吾君 これはやっぱり警察庁だけではどうにもならない部分が出てくると思ひし、大臣が本腰にならなければ、本当に被害者の皆さんが、何というのですか、いろいろあるけれどもしやうがないわと言つて納得するといふか、そういうところの額というものは出てこないのじやないかと申すので、大臣にもこれはひとつ強く――適及ができればもうこういう議論はしないでいいわけですから、適及がどうしてもできないとするならば、それに見合うものとしての策でありますから、努力をしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) できるだけの努力をいたしたいと、かように考えます。

○佐藤三吾君 それでは、大臣にこれは直接聞いておきたいと思ひますが、先ほどあなたがおっしゃつた中で、たとえば市瀬さんとか、この問題に生涯をかけて十数年にわたつて努力をなさつた遺族の会の皆さんですね。市瀬さんの場合などは子供さんが殺されたわけですから、そうすると、結果的に、逆に言えば遺児もない。殺されたわけだから重障害者じゃない。障害者じゃない。しかし、この息子を殺された憎しみ、いろいろあつたでしょう、それを新たに起こる人たちにまでしてはならぬといふことで全力を挙げてがんばつてこられて今日の目を見るところになるわけですから、こういう方々に対して大臣はどのように考えておるのか。もうこれは法律ができたことで喜んでもらいたい、後は、御苦労さんでしたと、こういう考え方のなか、それとも、こういう方々に対してはやっぱり何とか、国としての、大臣としての、誠意といふか、こたえるといふか、そういうものについては一体どういふ考えなのかお聞きしておきたい。

○国務大臣(後藤田正晴君) まあ法律としての制度としては、こういう新しい救済制度が生まれたんだといふことで、ああいった長年御努力した方々には御満足をしていただく以外方法がございせんが、しかし、それだけでいいというものはございせん。したがって、ああいった御努力を重ねられた方には何らかの措置は考へてみたいと、かように考えておるのです。

○佐藤三吾君 ぜひひとつ誠意を示していただいて――確かに市瀬さんもこの法律ができれば、御主人と息子に早速墓参りをして報告したいといふことを言つております。恐らく遺族の皆さんはその心境じやないかと思ひます。遺族の、特に会のために全力を挙げてきた方々は、ただ、しかし、それはいつても、皆さん言われることは、やはり適及しない、何らかの形となつた国の措置が出てこないといふことに対する言ひようのないさびしさ、不満といふのは私はあると思ひます。ね。そういったものに対して、やっぱり当然誠意を持つてこたえていく、これはひとつぜひこの機会に私からもお願いしておきたいと思ひます。そこで、時間がございせんから先に進みますが、本法の中身の問題ですが、第二条で過失犯が除かれておりますね。たとえばガス自殺が起つた。よくやりますね、ガス自殺。マンションとかアパートで。それから十階、十一階の屋上から飛びおりて自殺した。ところが、たまたま通りかかった人が、何の恨みもないのに自殺の道連れに遭う。ガス自殺した隣の家がそのためにやられる。こういう事例はたくさんございしますが、こういう場合は、一体本法の場合にはどういふふうに考へておるのですか。

○政府委員(中平和水君) この制度につきましては、法案で御案内のように、故意の犯罪行為による被害につきましては、遺族などの精神的な打撃が非常に大きいのに何らの救済がない場合が多いし、こういう気の毒な現状をそのまま放置しておくべきでないといふ社会の意識にこたえて創設をしようとするものでございまして、故意の犯罪行為といふのは、これまた御案内のように、これは原因者負担による方策がとり得ない分野でございまして、こういうことから全額公費の負担による給付金の制度というものを例外的な制度として創設をしておると、こういうことでございまして、ただいま御指摘のありました過失犯による被害につきましては、基本的に私どもは原因者負担の原則のとおり、ちやうど自賠責の保険に見られるように、責任保険などの諸方策によつてやっぱり救済の方策がとられるものである。それから、過失に基づくものは、一般的にこれは不注意な行為による被害でもありますことから、これをだんだん広げてまいりますと、自然災害とか不可抗力による事故等々も区別して、全額公費負担という例外的な制度をぜひとるべきだと、こういう社会的意識があるかどうかといふことについては疑問があるではないか。こういうことから、過失の被害によるものにつきましては適用の対象としなかつたものでございまして、この制度の対象としな

ては故意の犯罪行為による被害に限る、こういうのが適当であると、こういうふうに考えて立法した次第でございます。

ただいま御指摘のありました中でガスの問題でございますが、これは、ガス自殺ということになりますと、ガスを放つというところにこれは故意の行為があるわけでございますから、この法案の二条の故意による犯罪行為ということに該当してまいるわけでございます。つまり、ガスを放つ、そして当然ガスを放てばガス漏出という結果が出るし、その結果人が亡くなったということになりますとガス漏出致死傷ということでは人を——ガスを放つて自分が自殺をして人を殺した場合でございます。そうでなくて、過失でガスの火をつけ忘れたとかという場合になりますと、これは過失ということになりましてここに故意行為が認められない。こういうことで本法の適用にはならないと、こういうことになるわけでございます。

それから飛びおり自殺の問題ですが、これも非常に法律的に純粹に申し上げますと、いろいろ問題があるわけでございますが、一般的には、飛びおり自殺で下を通つておる人が巻き添えになったという場合には、大変お気の毒でございますが、この法律では過失ということになりますので、直ちには適用にはならない。しかし、これまた法律的に申し上げますと、下を大勢の群衆が通つておつて、下へ飛びおりればだれかに当たるだろうと、そういうふうな犯意が見受けられる場合には、これは未必の故意というものが見受けられるわけでございますから、その場合には一応故意による殺人ということになるわけでございまして、そういう場合は一応故意行為ということで該当してまいることになろうと、こういうことに考えておるわけでございます。

○佐藤三吾君 その判定は何で——まさかね、下をだれか通るからまぐれで当たるだろうと思つて飛び込むんだなんて、そんなことは考えるわけじゃないの。どうなんですかね、それは。

○政府委員(中平和水君) ただいま、私抽象的な

法律論で申し上げたわけでございます……

○佐藤三吾君 実際の問題となるとどうなんだというのを聞いておるわけです。

○政府委員(中平和水君) 事実問題といたしますれば、一般的には、自殺しようとする者が人を積極的に巻き添えにしようなどというの、これは通常は考えられないわけでございまして、通常はこれはやっぱり過失による行為ということになるだろうと、こういうふうに考えております……

○佐藤三吾君 そうすると除外になるんですか。

○政府委員(中平和水君) したがいまして、そういう場合にはやっぱり本法は動いてまいらないと、こういうことになるわけでございます。

○佐藤三吾君 これは大臣、問題じゃないですか。それはあんた、通つておる人はまさか人間が降つてくるなんて思いもせぬわ。また今度は、自殺する人は、だれかに命中しようと思つて飛びおりる人もおらぬだろう。そのために本法の適用がされぬということについては、これは問題があるんじゃないですか。

また、ガス自殺にしてもね、いま言うように、自然発火とか故意とかね、まあ自殺する人は大体故意でガスはやるのが普通ですわね、自殺しようと思つておるから。ところが、その隣の部屋がそのために巻き添えを食つておるというのがたくさん出ておるわけです、現実には。この場合に、適用除外ということにはならぬじゃないですか。いかがですか、これは。常識的に考えぬとね。

○政府委員(山田英雄君) お尋ねの過失の問題につきましては、立法政策の問題だろうと思ひますが、諸外国でもイギリス、アメリカ、西独などは本法と同じように故意の犯罪に限定してあります。その趣旨は、他の制度によつて救済されないもの、そういうぎりぎりのものを救済しようというの、この犯罪被害者等給付金支給法案の趣旨だろうと思ひます。これは被害者のお立場からすれば、いかなる制度の適用も受けない。しかも行き

ずり殺人で殺されておる。そうした者に、社会が、国家が、救済の手を差し伸べないのはまことにもつてけしからぬではないかということで、法秩序への不信感がみなぎつておる。自分の精神的経済的損害が補てんされないままに放置されているということで法秩序への不信感がみなぎつておる。われわれは、その不信感というものを除去することが国の責務であるということでこの法案を検討してまいつたわけでございます。

そういう点からしますと、過失犯につきましては各種保険制度、過失の原因者があらかじめ入つておる保険制度で相手方の損害を、被害者の損害をカバーするということが近代社会においては発達してきております。そういう点。それから、被害者の感情の問題はやはり故意犯とは本質的に異なると思ひます。故意に殺された場合と過失が介在して殺された場合とでは被害者の感情が違ふ。それから、やはり救済の緊急性というのが、実態調査によりまして、過失犯の場合には不法行為制度の機能している程度が故意犯よりはるかに高い。そういう各種保険制度の救済の可能性とか被害者の感情あるいは被害者の賠償能力、そういうことで、学者の方でも過失犯の救済の緊急性は乏しいということを言つておられます。

それから同時に、責任保険制度の発達ということも申し上げましたが、現在賠償責任保険というのがわが国においても非常に発達してございまして、要するに偶然な事故によつて他人を傷つけた、物を壊したりした場合、法律上の賠償責任、過失による賠償責任を負担するわけですが、その場合に保険ということでも補するといふ賠償責任というものが非常に発達しております。個人賠償責任保険あるいは生産物賠償責任保険、施設所有管理者賠償責任保険、そしてLPガス業者賠償責任保険、大変細かいものがございまして、受託者賠償責任保険とか請負業者賠償責任保険あるいは昇降機、エレベーターの賠償責任保険、原子力保険、旅館賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保

険と数限りなく制度としては発達してきております。こういう責任保険の制度の発達によつて救済されるという可能性がある分野についてまでこの法律制度によつて救済の範囲を拡大すべきかどうか。そういうことを検討いたしまして、法律案の原案といたしましては過失犯を入れないという立法政策をとつたわけでございます。

御見解は十分にわかるわけでございますが、私どもの立場はいま申し上げたことで御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 だから、いまあなたがおっしゃつたような各種の保険制度、被害者の方がそれに入つていない。それから加害者の皆さんも賠償能力もないという事態だつてあり得ると思ひますね、こういう場合に。そういう場合に救済するのがこの制度の趣旨じゃないんですか。だから、それを過失犯ということで割り切つていくんじやなくて、過失犯の場合にはそういう意味での嚴重な審査をするけれども、それでもなおいふ言つたような保険制度その他の適用がかかつてない、こういう判定が出てくれば、それについては当然本法を適用すると、こういう理解をすべきじゃないんですか。いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) 過失の問題に限りませんで、犯罪による被害は、けがをした場合あるいは財産を盗まれた場合、財産を棄損された場合とかいろいろあると思ひますが、およそ犯罪による被害を全部救済すればそれ自体はいい制度になるという考え方もあるかと思ひます。しかし、この制度の動機づけになりましたのは、何といひましても一家の大黒柱を失つて即日一家が路頭に迷う。あるいは重障害を受けてその日から働けなくなるというふうな被害に対して、国がどうして救済の手を差し伸べないかということが大きな動機づけだつたと思ひます。そして、先ほども御答弁申し上げましたように、他の制度によつて救済されないからこそその被害の程度が大きく目立つてきたわけでございます。そういう意味からしますと、他の制度によつて救済されるものも包摂した

広い保険制度にするということについては、他の制度との交錯がそこで出るわけでございますので、私どもとしては、制度をつくることの動機となりまして、最も気の毒な状態というものをまずもって救済するのが法律案をつくる場合には必要な考え方ではないかという立場で検討をいたしたわけでございます。

○佐藤三吾君 これは大臣、いま言うように、ガス自殺や飛びおり自殺の場合に、現実にはまさにこれは言うならばいわれなき殺人ですわね、どっちも。ただ問題は、過失犯であるかどうか適用の分かれ目になる。しかし、いま官房長が言ったような、諸種の保険制度なりもしくは加害者の原因者負担という立場から補償能力があるとか、そういう前提があるならいいですよ。しかしそれがない場合に、これはやっぱり当然運用上、過失犯であるからということで除外するというわけには、私は実際問題としてまいらぬのじゃないかと思うのです。いかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) この制度は、実際考えれば考えるほどむずかしいのです。そこでやはり法の制度としては、過失犯というものは、何と申しますか、原因者負担といいますが、それで割り切ると、故意犯だけに限らざるを得ないというのは、これは立法の経過における結果こうなったわけです。しかし御説のように、いまの飛びおり自殺で下を歩いておいて死んでしまったとか、あるいはガス自殺の巻き添えを食ったとか、これたぐさんあるわけですね。そこらは一括どう扱った方がいいのかというのは、これは実際問題としては運用上の問題にかかってくると思います。

それだけに、裁定機関の責任は私は相当に重いと思います。むやみに広げるわけにいけない。さればといってしゃくし定規というわけにもいかぬ。ならば、たとえばいまのような飛びおり自殺、これは確かに飛びおり自殺する人は、おれが飛びおりたときにあいつを巻き添えにしてやろうなんというのはいらないかもしれせん。しかし、現実には銀座のビルの上から飛びおりるとい

ことになれば、これは場合によれば未必の故意があるんじゃないかというような認定だって私は不可能ではないかと思えますね。そういつたいろいろなことを考えて、裁定の際にはよほど考えなければならぬ。ならば、その裁定をする機関が、それだけの法律的な知識もあるし同時にまた社会的な常識的な判断のできる人でなければならぬといったようなことで、この制度には、法曹界の人であるとかあるいは学者であるとかあるいはまた犯罪実務に明るい人とかといったような専門的な人を置きまして、そこらの人の意見を十分考えて具体的な妥当性のある運用を図っていくことができるようにしたいと、かように考えておるのです。一応たてまえ上は、どうしてもこういう割り切り方をしなければ割り切ることができない大変むずかしい制度であるということも御理解をいただきたいと思います。

○佐藤三吾君 そういうことで、こころの運用というのは非常に慎重な配慮もあらうと思うのですが、私は、いま大臣が答弁したように、そういった慎重な審議の上でしようけれども、ひとつぜひ法の趣旨に照らしてこれらの方が救済できるようにこの機会にお願いしておきたいと思えます。

そこで、裁定委員会ですね。これは八十四国会を見ると法務省の刑事局長が答弁しておるのですが、いわゆる捜査機関が実施機関となるといことは誤解が生ずるので適当でないということをおっしゃるのです。これは、行政委員会が何かを設置をして、そこで、いま大臣が言ったように、法律にも明るい、同時にまたそういった運用に誤りないような人選をしていくということの方がいいのじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) お尋ねのように、この法律による裁定機関といえますのは、被害者救済のためでございますから、その被害に係る犯罪の捜査機関とは区分けした方がいいということは一つ前提だろうと思えます。また同時に、非常に錯綜した事実関係の中で被害者の気の毒さということをよく判定しなければならぬ、そういう意味

で、合議体でなければならぬというののも一つの前提だろうと思えます。そうした観点からいろいろ法務省とも協議してまいったわけでございますが、一つの理想的な案としては、独立の行政委員会をつくるということであらうかと思えます。しかし、新しい行政機関をつくらなくても、現在の行政機関の中でその裁定するにふさわしい行政機関があるならば、それにゆだねた方がいいということも現実の行政の面では特に必要な観点だろうと思えます。

そういう意味でいろいろ検討してまいりましたところ、公安委員会というのは大変ふさわしい機関ではないかという結論に到達したわけでございます。これは警察の組織の中の機関ではございしますが、御承知のように、警察運営の民主性、政治的中立性、これを担保するために本部長以下を管理する民主的な機関としてつくられておるわけでございまして、その構成も警察法によりまして政治的な公正さを担保するようにつくられております。しかも知事が議会の同意を得て任命するということでございます。それから、管理といいますが、この意味は、個々の事件を指揮監督するということではないわけでございまして、警察運営の民主性、政治的中立性を担保するために、方針、大筋を示して監督していくということでございますので、そういう意味でも個々の捜査からは離れておるわけでございまして。

それから、さらに申し上げますれば、気の毒さの程度を見ようという事は、必ずしも法曹専門家でなければならぬということではないと思えます。むしろ、社会生活上のいろいろな事実関係に通じておる、いわゆる良識ある知識人であるという方が適しておるのではないかと、こう思いますが、そういう点で公安委員会の日常の事務を見てまいりますと、これは犯罪捜査ということではなくて、警察が所管している道路交通法とか風俗営業等取締法、いろいろな各法令の行政処分、これを行いますときに公開による聴聞を行うわけでございしますが、これは各省庁の聴聞でございます

と、たとえば大臣が行うという場合でも内部の専決規程で局長が実際に言うというふうな運営になつておりますが、公安委員会の場合には、それに与えられた行政処分権というものに着目して、御自身が定例の公安委員会の後で個々の被処分者の言い分というものをじっくり聞かれて、それで日常の運営でも事務当局がそのときの公安委員会の指示を受けて処分を軽減するとかいうことは枚挙にいとまがないわけでございまして。そういう際に、大変現在の社会生活上の事実関係に通暁しておられますし、住民の権利にかかわる処分ということにも判断がなれておる。そういう点からしますと、この法律の被害者救済の実を上げるために気の毒さをどう見ていくかということには一番適しているのではないかと、いうふうなわれわれ思っております。

○佐藤三吾君 次に行きますが、第九条の、額が非常に低いということについては大臣がさっきも言ったとおりだと思うのですが、私はその意味では同じなんです、仮に、とにかく早く成立して適用させなければいかぬという観点から言うことやむを得ないとしても、これは他の制度もそうでしょうけれども、やっぱり当然物価とかいろいろなものを見合ひながら引き上げていかなければならぬ性格のものだと思ふし、将来の方向としては自賠責ぐらいのところまでは引き上げていくと、そういうものでなければならぬと思うのですが、この点についてはいかがですか。

○政府委員(中平和水君) 御案内のように、この法案では遺族につきましては最高八百万、それから重障害の人につきましては九百五十万ということになっておりまして、ただいま御指摘のございました自賠責等に比べますと、これはかなりそういう意味では低い額になっておるわけでございします。しかし、これもまた御案内のように、自賠責というのはそれぞれの自動車の利用者の掛金によって成り立っている制度でございますから、これを全額公費負担であるこの制度と直ちに比べてみるわけにはまいらぬと思ひます。それ

○説明員(浅野信二郎君) 別居中でございまして。まあ別居の事情をどういうふうに具体的に反面的に映さしていくかという問題はございますが——配偶者間の犯罪の場合でございますね——原則的にはやはり、別居しておるといふ場合でありまして、も対象外というふうに一応考えるべきじゃないか。ただ、いずれにしても具体的事情により判断

ものを私は強く望んでおきたいと思いますが、ぜひそういう観点から、法律が通つたらもうこつちのものだという考え方でなくて、この機会にひとつ強く求めておきたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) この制度は、先ほど申しましたように大変むずかしい制度でございます。そこで、国会における審議等を踏まえまして、

やうに同じことを繰り返すのにはかいかないかといふ、二つ、あつた記があるついでです。その「記を

やいかぬということは、十分気持ちとしては私も

は、いま御質問の遡及効の問題、それから適用範囲、つまり故意、過失の区分の問題、金額の問題、それから同時に施行期日の問題ですね、それから裁定機関のあり方、同時に裁定機関の裁定実務をめぐる問題、こういったようないろいろなむずかしい問題があるわけでございますが、私は、気持ちとしては、先ほどお答えしたような気持ちでずっと臨んだつもりでございますが、実際問題にまいりますとこれは非常にむずかしい問題があるわけでございます。

そこで、遡及の問題については、これはやはりこういう制度をつくる以上は、私は、遡及はできない、これはまあやむを得ない。そこで、ならば、何らかの措置を考えてあげないといけない立場の人もおるじゃないか。それについては行政上の措置で何らかのお報いをしなきゃならぬまいと、こういう点を考えておるような次第でございますし、気持ちとしては十分、上林先生とそう変わらぬつもりでおるわけでございます。

○上林繁次郎君 大臣、遡及はできないということが結論なんです、いまのお話は、遡及ができないというところはいいやというほど聞かされたんだ。それにはいろいろな事情がある、その事情があるために遡及というのは無理である。われわれとすれば、ではあるが何とかならぬかというので、次の便法というか、それを考えてきたんだ。そういうことであった、いま私がお尋ねしたのは、基本的に大臣の立場で、心情的にこれは本当は遡及をすべきなんだと、そして、こういう被害を受けた人たちのいわゆる精神的な、まあ物質的という問題は余り強くうたてなかつたですね、精神的なそれを慰めたいという考え方が基本的に大臣にあるのかどうかというところをお尋ねしたわけ。大臣のお答えは、いろいろな事情がある、だから遡及はできないんだと、こういうわけですか。ですから、もう一歩先の問題——もう一歩手前というかな、それを論ずる前のいわゆる基本的な考え方とすれば、当然遡及ということはずべきであらうと、こういうふうにお考えになってい

るのかどうかということなんです。その点を、一言で結構です。別にこれは、おれもそうだよと言つたて差しきりないですよ。

○国務大臣(後藤田正晴君) 法律の制度としては、遡及は私に実際問題としてはむずかしいと思ひます。そこで、公益法人なり財団法人ですか、そういうものををつくるなり、あるいは感謝状の問題であるとかいろいろございまして、できる限り、この法の適用外の方々にして何らかの処置を講じていきたいと、かように考えております。

○上林繁次郎君 大臣、一言だけ言っておきますね。答えになってないんですよ。われわれも、心情的にあるいは問題の性質からいって、これは遡及すべきじゃないかと。しかし、いろいろ話し合っているうちに、なかなかむずかしい問題も確かにあるだろう。だから、その全体に向かつての遡及というのは、これは困難である、こういうふうには理解した。だけれども基本的には、心情的には、これは遡及すべきが筋である、こういう考え方で話し合いを進めてきたわけなんです。ですから、私も人間であります。大臣も人間であります。その大臣としての基本的な考え方、また人間としての心情、そういう立場からこれはどうお考えになっておりますかと、こういうわけなんです。大臣は盛んに、非常にこの問題はむずかしいやうございまして、言う。むずかしい、だからこそ一応こつちは引き下がったやうなかつたことになつていくわけですからね。そういうことではなく、もっと基本的にどうお考えになつていのかということなんです。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私も、心情的にはできるだけ広く網をかけた、これは心情的には間違ひございません。ただ、法律制度として考える場合にはそれができないんだと、こういうことでございます。

らすれば——そんなことは言わなかつたですね、まあたかが二億や三億と言わんばかりの御答弁であつたと思ひます。そこで、これは予算面からの問題ではない、いろいろな手続の問題が非常にむずかしい、そういうことだからこれが一月一日施行というものはこれはやむを得ない、こういうふうなお話であつた。この点を私はやっぱりはつきりしておく必要があるやうなふうに思ひます。

そこで、これは午前中の審議の中で出てきた問題ですけれども、当初考えていたのは四月実施というところですね。それで十億の予算を要求したところ、要求したけれども、査定は当初はゼロでしよう、これは。ですから、二億取るのにはこれはもう当局は四苦八苦したんじゃないですか。恐らく官房長もがんばつただろうと思ひます。当初ゼロだから、それで、がんばつた結果それじゃまあこの程度、一月、二月、三月と三カ月分、事件件数このくらい、だから予算は二億、これではまんじろ、こう言われましてね、それで、がまんはできないけれどもいままでになつた制度をとにかく発足できるんだから、そつちの方先だ。二億で満足ではないけれども、それが一応出発しようというやうなことでこれは始まつたことではないかというふうに思ひます。

そうすると、これはあくまでも予算というものが中心になつた物の考え方ではないか、こう私は理解せざるを得ないんです。その辺のところを大臣から——大臣は先ほど予算じゃないよと、二億や三億の金が何だと言わんばかりでしたから。私は、そういう事情を踏まえて考えるならば、これはあくまでも予算上の問題でこうならざるを得なかつた、こういうふうには理解するわけです。ですからその点をひとつ。

○国務大臣(後藤田正晴君) その点は、午前中お答えしましたように、予算とは全く関係ないんだと言へばそれはうそになりますと、こういうことをお答えしたつもりでございます。したがって、予算だつて背景にあつたことはもちろん事実でございます。

ざいいます。ただ、それだけであるならば、そんなものは金額的に見れば、予算全体の中で占めるごくわずかなのですから、問題なしに私はやれたと思ひます、こうお答えしたんです。

そこで私は、遡及効ができない、ならば、これは施行時期をもう少し繰り上げるわけにいかぬのかというのを事務当局にも十分確かめ、検討してもらつたんです。ところが、立法作業なり予算の作業等を通じてしよう、事務当局としては、準備の点がございまして、そこで本案の発足は一月一日にしたいんだと、こういう説明がございまして、ならば、それで折衝しようということにいたしましたわけでございます。したがって、事務上のいろいろな問題点については官房長からお答えをさしたい、かように思ひます。

○上林繁次郎君 官房長はいいや。官房長の話はどううんと聞いてゐるから。ばかにしているんじゃないんですよ、いままでもうさんざんばら話し合つてきましたからね。

そのところはこちらには納得できないんです。ということは、当初は四月をめどに実施というところを考へていたわけなんです。四月をめどにということはどういうことなんだ。四月実施というのを当初考へてそれに向かつて準備を進めてきたわけなんです。準備を進めてきたけれども、いわゆる予算上の都合でどうしても二億しかつかない。二億しかつかないならば、一月にやる以外ないんだと。その辺のつじつまを合わせるために諸準備諸準備と言ふ。それは諸準備の期間ですと、こう言うけれども、四月実施をめどに進めてきたわけですからね。考へ方がさうであり、四月実施をめどにということは、当然その前から実施されたときの準備というのはなされていくくちやいけな。粗々の準備ができてこそ初めて発足できるわけですからね。そこで、そういうことを考へると、諸準備諸準備で一月一日になつたんだというそのお話はこれはどうもつじつまが合わない、こんな感じがするんです。その点のところをひとつお伺いしておきたいんです。

○政府委員(山田英雄君) 予算折衝なり法案作成のプロセスについて御説明申し上げなければならぬと思ひますので、私から御答弁いたしますが、確かに私も、五十五年度早々の実施という事を考えまして、五十四年八月の予算の概算要求の段階では、年間積算いたしました十三億円の経費を要求したわけでございます。ただ、その際には、支給対象、それから支給を除外する場合、あるいは減額する場合について、法律において明確な基準を定めまして、適用のための準備というものを法律段階において明確にして、時日を要しない、そういう形で当初考えておいたわけでございます。いわば裁定手続についても、できるだけ迅速に、技術的にも簡便にできるように考えておいたわけでございますが、新しい制度をやるだけに、予算折衝の過程あるいは法案作成の過程でいろいろな議論が出てまいりました。その際にはやはり明確に暴力団の抗争とか親族間の犯罪、そういうものを一義的に除いてしまったんでは、一体どういう者に支給するかという基準が遂に明確でないではないかという反論、本当に気の毒な場合を救済するという趣旨が達成できるのか。これは非常に技術的なことで恐縮でございますが、制度の根幹について、立て方について、いろいろな議論が出てまいりました。その結果われわれも、本当に気の毒な方に公平に支給できるようにするために、やはり犯罪の実態に即していろいろな事例を集積して、その中から基準を求めていくということが正しいという結論にも達しまして、本法案の六条でございますが、「支給しないことができる」という場合、これを「国家公安委員会規則で定める」という制度の立て方になったわけでございます。そうしたことの経緯が、やはり法の施行についていろいろな準備をしなければならぬというところになったわけでございます。

官庁間の折衝というものに時間がかかるわけでございます。これは私も、法が制定施行されました場合には、本当に準備が大変だと考えております。そういう意味で新しい制度につきましては、従来、公害健康被害につきましてもあるいは薬害副作用被害救済基金法につきましても、十一月あるいは七月という準備期間を経て施行日が定められております。このような新しい制度については通常そうした準備を要するわけでございますので、いろいろ予算折衝過程、立法過程で新しい問題が出てきたために施行期日の設定が変わってきたということを御理解いただきたいと思います。

○上林繁次郎君 一応あなたの方の理屈とすればそういうことが言えるでしょう。われわれからすれば、いわゆる四月をめどに実施をしたいという考え方と同時にそれだけの予算を要求したいということね、当然それじゃ、何もなくて四月実施ということになった場合、そちらが考えていたように四月実施ということになったということになると、これはもうそれこそ、実施にはなつたけれども全くめちやくちやな状況の中で実施ということになったんだということになりますね、そうなる。どういう根拠で四月実施、そのための予算を要求してきたんだ。そんなことじゃ、われわれとすれば、ばかにいいかげんな物の考え方を取り組んできたんだというふうに思わざるを得ないわけですよ。だから、そういう考え方からすれば、こんなふざけた話はないだろうという考え方からすれば、言うならば皆さんと言う以外にないんでね。ところが、さっきから言っているように、予算的にとにかく取れなかった。まあ二億は何とかがんばって取った、しかし二億では一月からしか足すできない。そこで、そのつじつまを合わせるために準備だ準備だと言う。そういうふうにしなこちらは感じられないわけですよ。そういう諸般の情勢を踏まえた場合に、だからお尋ねをしているわけですよ、その辺、ごまかしみたいな形でうやむやにして私は終わりたくない。やっぱりきち

つと筋の通つたものにして、委員会が筋の通つた論議が行われた、結局はこうだったんだという明確なものを残しておきたい。みんなもそれならば納得できるんだというものを残しておきたいからこそそういうふうになつておられるからしてみれば、まことにその辺はさうであり、矛盾だなどという感じを持たざるを得ないんですよ。

まあこう言つてみたところで、また返つてくる答弁というのは、そのつもりでおりましたけれども暴力団の關係がどうであつたとか、最も気の毒なケースというのはどうであつたとかという話でね、これは容易なことじゃない、やっぱり一月一日まで準備にかかるぞと、こういうふうに理屈を取つてつけたような感じの答弁しか得られないと思ふんです、私は。だからこれ以上言いませんけれども、私はそういう矛盾じゃないかという点をまず指摘しておきますよ。――答えは要らない、同じになつちやうからね。同じ答えしかできないでしようからね。

そこで、遡及が無理ならば、せめて早くこれが実施できるように何とかできないか。法律は制定された、法律はもうでき上がった、国会も通つた、いつでも効力が発揮できるようになつた。だけれども、それから八カ月後でないと施行にはならないんだ。それで、この間の人たちは何とか救えないか。四月、いまもう制定されるわけですよ、法律が。それが施行されるのが一月一日。そうすると、その間の八カ月の間にこういう問題が起きないとは言えない。この問題は予測できませんからね、この問題だけは。もう思わぬときに事故が起きてくるわけですね。ですから、その起きたときに、法律はできた、だけれどもまだ施行されていないからその人たちは救えないんですよというところになると、これは言葉じりをとるわけじゃないけれども、さっきから、気の毒な対象、気の毒な人、どういふのが気の毒かなんて、盛んに気の毒な毒という話をしているけれども、これはど

ともとそういう人たちのために法律によつて何らかのいゆる救済措置を考えていかなければならぬということでもできたのがこの法律なんですかね。

だから、私から言われれば、当然この法律が制定された段階からそれが実施されるというのが一番いいことだし、また、この法律の趣旨にのつてのことだと、こう思っているわけですよ。だけれども、その辺のところがどうしてもうまくいかないんです。あるときには、そうなりますとやはり予算の編成も変わつてくると。二億ということじゃ足りない、だから予算の關係もある、準備の關係もある、まあいろいろな話がありました。だけれども、法の精神から言えば、いわゆる薬害とか公害とかという問題というのはこれは一遍には出ませんね。積み重ねでじわじわ出てくる。それでそれが公害とかなんとか認定される。この問題はそんなにじゃない。いま何でもなかったかと思ふと次の瞬間にもうこの法律が適用されるような事故が起きてくるわけですね。ですから、そういう内容的に考えてもこの問題は、法が制定された段階で効力を発揮するといふ、だれが考えてもそれが当然のことではないだろうか、こう思ふわけですね。幾ら言つてもなかなかがんとしてその点についての明快な答弁がなかつたんですけれども、その点についてはどういふふうにお考えになるか、この点ひとつ考え方をほつきりしておいてください。これも前の質問と同じですよ。いま私が申し上げたように、そういう考え方が当を得ているんではないか、こういうことを言っているわけですからね。その点についてもう一度、事情がこうだあだでなくて、考え方について、どういふ考え方を持っているかお聞かせを願いたい。

○政府委員(山田英雄君) この制度は、わが国の法律体系にとりましては全く新しい制度でございます。これは申し上げておきますように、施行の準備のために必要な期間をとつたために来年の一月一日となつておりますが、施行期日が定められて

おります以上、私どもといたしましては、制度のたてまえとしては、施行期日前に発生しました被害、これにつきましては適用ができないと思うわけでございます。その間に被害を受けた方につきましては、この法律にとりましてはいわば過去の被害、過去において被害を受けた方と同じ立場に立たれるわけでございます。御指摘のように、そうした方の気毒さをどのように評価するかという問題は当然あるわけでございます。しかし制度といたしましては、同種の法律につきましても、準備のための期間を置きまして施行期日をきめて、その間に起きた被害なり事実につきましても、お気の毒な状態は同様でございます。心情的には、ただいまの御質問で述べられた事柄、私も全く同様でございます。心が痛むわけでございますが、制度論としてはやむを得ないものというふうに考えております。

○上林繁次郎君 ですから、まあ心情的には質問した内容はそのとおりである、だけれどもいろいろな事情でそうはできないんだと、こういうことですね。

それで、もうとやかく言う気はありませんが、先ほど過失について、過失による事故、ガス爆発だとか飛びおり自殺だとかいろいろ例が出ました。そこで、この法律の趣旨はいわゆる犯罪被害者というんですね。犯罪被害者というふうに限定された法律とするならば、私は、ガス爆発だとか飛びおり自殺というものは、それは犯罪に入るかどうかという問題ありますね、論議が。だから、その点は私は明確にどうだとは申し上げられませんが、まあそういういわゆる不慮の災難で、それに似た不慮の災難。そういった不慮の法律の適用を何とかしてなされないものかなという考え方はあります。そんなことでね、これは余り梓にはめっちゃって決められないと思うんですね。ですから、やっぱりこれからもっと研究する余地があるだろうということね。盛んに官房長がこ

の前から言っているんですけども、いま研究中でございます。気の毒な人の定義を一生懸命考えましてそれでいま盛んに検討しているというわけですから、今度は検討して、一月一日から施行になったとしてもそれは完璧なものとは言えないわけですね。または正しいかなきやらない問題もあるだろう。だからこの点は、私はやっぱり幅を持たせていく考え方が大事だと思うんですね。

大臣もさっき言いましたが、この問題については故意であるか故意でないかということ、これが非常に一つの重点になっていきます。そうなりまして、故意か故意でないかということ、それが故意であるか故意でないか、それはばかげた議論だということだ。そんなのは飛びおりた人に聞かなくちゃわからないんだからね。そんなばかげた話ないですね。それで、故意ということになりますと、まあガス心中するのは、何人もあやめると、隣の人がその被害を受けたからといってこれは故意ではないかということになる。だけれども気の毒なことは気の毒だが、これは、心中であろうが、ガス漏れであろうが、だけれど、それは故意に相手を殺傷するためにやったことではないということ、それだけは間違いないでしょうね。同時に、たとえばあいつを殺してやろうと思う。それで、たとえ、何だかわからないけれども、何かでやるんだ。そうしたら間違つて隣の人をやっちゃった。どうなるんだ、これ。隣の人がそういう災難を受けちゃう。ところが、犯人に聞いたら、あの人をやるつもりじゃなかったんだ、こっちは人をやられた人は大変な状態になったけれども、しかし故意ではないんだということになる。——こんな理屈成り立たないですか。笑。事のようにだけれども、しかしあり得ることです。そういうのはどういう判断をするかという問題ですね。

ですから、そういうふうに取り上げていくと非常に幅の広いものになってくる。だから、これはやはり運用面では相当幅を持った物の考え方をしたいかないと、法律ができたからその梓にばちつとはめちゃうんだということだけでは済まないだろう、こんな感じがいたしますね。その点どういうふうに考えていますか。

○政府委員(中平和水君) この制度の趣旨につきましては、午前中に官房長の方からも詳しく説明がありましたが、この制度は、本来加害者によって償われるべき犯罪被害者、ほかに有効な手段がないことから、社会全体で被害を緩和しようという例外的な制度でございます。したがって、この給付金の対象というのは、放置しておくことによつて国の法制度に對す信頼の根幹が揺らぐと、そういうものに限つて一応支給の対象として定めたわけでございます。しかし、先ほどお話がございましたように、何分にもこれは全くわが国にとつて新しい初めての制度でございます。これからいろいろ運用をしてまいりますと、またいろいろ問題が出てまいらうかと思つております。いずれにしても、この法律は被害者の気の毒な状態を救済するということを本来のねらいとする法律でございますから、したがって、その運用につきましてもできるだけこれは、法の筋を曲げるわけにはまいりませんが、やはり被害者の立場に立つて運用ができるような弾力的な配慮をしなければいかぬ、こういうことは全く同感でございます。

それから、運用の適用の対象等につきまして、過失を入れるか入れないかというのはこれは一つの立法政策の問題でございます。したがって、今後のいろいろな運用を通じて研究を重ね、問題が出てまいりましたらまたその段階でいろいろとさらに被害者の立場に立つた検討を進めてまいると、こういうことにならうかと思つております。

それから、ただいま御指摘のありました具体的なケースでございますが、Aという人間だと思つてAに殴りかかったらBであつてBが死んでしまつたと、こういうのは、法律的に言いますと、要するに、打撃の錯誤ということになりまして、やはりこれは故意が認められる。Aを殺そうと思つて間違つてBを殺してもやっぱりこれは殺人罪になるわけでございますから、この場合には当然Bの遺家族の方は適用の対象になってまいらうと、こういうことに考えております。

繰り返すようになりますが、先ほどの先生の御趣旨のように、弾力的な運用をしてまいらうということは今後とも努めてまいりたいと、こういうふうに思つております。

○上林繁次郎君 いまの適用の問題で、運用の問題でお話がありましたけれども、AとBに分けてお話をあつた。それは殺人罪だと。殺人罪だといふのはそれは私にもわかつてるんですけど、だけれども、この法律の論議の中では何が問題になっているかという、故意か故意でないかということが問題になっているんだ。そうすると、それは故意ではないんじゃないかということだ……

○政府委員(中平和水君) 故意でございます。故意でございます。

○上林繁次郎君 池のこいじゃないよ、あんた。いや、これは一例だけれど、本当にそれを厳密に話し合つていくと、この人じゃなかったんだと言へば、間違つてやられた方に対してはいわゆる故意ではないんだから。変な理屈を言うようだけれど、私はやはりそういう意味で運用面というのは、法を厳格に当てはめれば——前からずっと話し合つてきたんです。ところが、そういうようなことでなかなかみ合わない。かみ合わないからそのまま行つちゃうと、がちつと一つの梓にはめられて、そしてそれは故意ではありませんということになる。だからこの法律の対象になりませんと。こういうことであつてはまことにお気の毒だということですね。ですからこんなことを言っているわけなんです。もっとも運用面では幅を持たしてやる必要があるだろう、こういうことを申し上げてゐるわけですね。これでもう私終わりたいのです。大臣も本会議においでになりますから、それに合わせて多くの質問をやれと言ふもの

ですから、一生懸命それに合わせたわけですね。

大臣、最後に、そんなようなことを含めて締めくくりに御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(後藤田正晴君) 上林さんから御質問のように、この制度の運用に当たっては、いろいろな問題点も出てようかと思ひます。具体的ないまの設例については、それは故意が成立する犯罪ですから問題ないんじゃないかと思ひますが、ほかにも幾らでもボーダーラインみたいなものが出てくると思ひますので、いずれにいたしまして、私としてはこの法律が生きた運営になるように十分配慮してまいりたいと、かように考えております。

○上林繁次郎君 ありがとうございます。

○委員長(後藤正夫君) 午後二時四十五分から再開することとし、休憩いたします。

午後二時四十分休憩

午後二時五十六分開会

○委員長(後藤正夫君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、犯罪被害者等給付金支給法案を議題とし、質疑を行います。

○神谷信之助君 この法案につきましては、先ほどから同僚議員の方もしばしば触れておりますように、私どもは遅きに失したと言わざるを得ないわけでありまして、それだけに、この法案をつくる上で大きな役割りを果たした市瀬さんを初め多くの運動をなさってこられた方々の期待を裏切らない、そしてまたそれを支えてきた多くの人々の期待にこたえる、まあ一〇〇%とはいかないにしてもできるだけそういった世界の範たる法律としてつくり上げると、そういう責任が政府にも与党にも野党にもあるというふうに私は思ふんです。したがって、そういう見地から、参議院に送付されて以来、当委員会の理事会あるいは理事懇で、こ

れは与野党を問わず、少しでも改善することができないかと、こういう努力を今日まで重ねてきたわけです。残念ながら、政府というのはなかなか岩のようにがんで、われわれの一念だけでは貫き通すところまでいかないできょう審議を開始するということになりました。きわめて遺憾なわけですが、しかし、そういう状況の中でも、私はやっぱり不十分な点についてはいままなお改めてもらいたいし、あるいはすぐ改めることができないまでも、近い将来にさらに一層りつばなものに改善をしてもらいたい、そういう立場から若干主要な点だけ質問をさせてもらいたいと思ひます。

まず、この法案の名称が、犯罪被害者等給付金支給法となっています。これがすなわち、言いかえると見舞金の性格ですね、そういうことになつていて、犯罪被害者補償法案となつてない。したがって、目的に、犯罪被害者に対して補償を行つて保護救済を図るといふ趣旨も明記されてない。先ほどの議論から言ひますと、お気の毒な方に対してれんびんの情をもつて何らかの救済の措置をとるといふ、そういうところから超えてはいないという感じが先ほどの答弁を聞きながら私はますます強くしているんですけれども、あえて給付金支給法案というようにして被害者の補償法案としなかつた理由ですね。運動をされてきた方は、犯罪被害者等の補償法あるいは補償制度、これをつくつてもらいたいというところで運動をずっとしてこられたんですね。そういう点についてまずお伺ひしたいと思います。

○政府委員(中平和水君) この制度というのは、犯罪の被害者の置かれておる気の毒な立場につきまして、いわゆる社会連帯共助の精神をもとにしうという一種の責務として被害者の緩和を図ろうとすることである実施するものでございます。そしてこの金銭の性格は、被害の発生に原因を与えた者またはこれらの者の集団の費用によつてその損害のてん補を図ろうとするものでないわけでございますので、したがって、補償金という言葉は

必ずしも適当ではない、そういうように考えられますので、金銭を交付する場合に一般に用いられる給付金という言葉を使ったわけでございます。したがういまして、あくまでもこれは連帯共助の精神に基づいて国の責務として行つた仕事でございます。

○神谷信之助君 これは五十年の二月十八日の参議院法務委員会の議事録ですけれども、当時の法務大臣の稲葉さんは、「国家賠償的なもの」に考えらるべきものだ、憐愍よりは責任論」といふ、そういう立場だつた。「国家の責任」といふ立場で被害者補償制度を、そこに基本の原理を置くべきもの」だといふ趣旨の答弁をなさつています。いまの局長の答弁は、だからそういう意味ではこの趣旨を貫いているというわけですか。

○政府委員(中平和水君) 国といたしましては、犯罪から国民を守ることはその責務でございます。私も私どももできる限りの努力を日夜やつていて、ところでございまして、そのことから直ちに、発生した犯罪の被害について国が法的な責任がある、と、こういう立場はとつていないわけでございます。各国の立法例等を見ましても、国におよぼす賠償の責任があるといふふうな立場は、まずほとんどの国がとつていないわけでございます。ただいまも申し上げましたように、私どもには犯罪から国民を守る責務がある、その責務から直ちに法的責任は生ずるものではない。しかし、これはあくまでも国の責任としてやるものである、と、こういうことでございまして。

○神谷信之助君 いや、だから稲葉さんも、何も賠償責任という言い方はしていませんね。国の責任としてこういうふうな補償制度を考える、そこに基本の原理を置くといふ趣旨ですから、その点は間違いないわけじゃないですか。いま何だかんだおっしゃつていますけれども。

○政府委員(中平和水君) 恐らく稲葉法務大臣も、私がただいま申し上げましたと同じような趣旨で御発言になつたものだといふふうに理解いたします。

○神谷信之助君 そして、いま言ひました法務委員会の前の二月十二日の衆議院法務委員会では、先ほどからもちよつと引用されておりますが、稲葉さんは、「犯罪の被害者救済制度が今日わが国にできておりません。すでにできておつてしかるべきものだ」といふお考えには同感であります。文明国の名に恥じるといふ気持ちだ、と、「れんびん」よりは政府の道義的責任としてやるべきものだ、と、そして議員各位も「衆知を集め、万機公論に決して、世界にも範となるようないい犯罪被害者救済法をつくりたい」といふ御答弁をなさつて、いふまでもその任にあるかわからぬけれども、任期中にはぜひつくりたいと意気込んでおられたわけですね。私はこのときの稲葉さんの立場というのはいふまでも思ひます。また、恐らくそれで努力をなさつたんだらうと思ふ。また、この答弁によつて、それまで運動を進めてこられた人は、本当にいよいよ自分たちが報われるときが近づいてきたといふことで、さらに元氣を出して、そして今日まで運動をしてこられたと思ひます。非常に大きな期待を与えられたらうと思ふ。

ところが、現実には今度法案として出てきますと、先ほどから問題になつておるうちに、その期待感を大きく裏切られるという状況になつてきています。私は、政府の責任は申すに及ばず、それよりも一層政治の責任というのはいふまでもあるべきなだらうか。確かに先ほどの答弁にもあるように、いろいろな法律の理論的な問題もあつたでしょうし、財政的な問題もあつたでしょうし、新しい制度をつくるわけですから予想しないいろいろな問題が起つたであらう。しかし、そういう問題があつても、現実にはそういう制度がないことが文明国の恥だといふことを大臣が答弁をし、そして任期中には何とかしてこれを立法化したい、さらに、単に行政府だけではなしに、与野党を含めて衆知を集めてひとつ万機公論に決して世界に範となるようなものをやろう、だから与野党を問わず国会を挙げてひとつ協力をしてもらいたいといふ

ことまで言われながら、それができなかった。その責任というものは、これは政治家としては一体どういうようにこの問題を考えていったらいいのかわかるのか、あるいは具体的にどう対処したらいいのかわかるのか、という点について、公安委員長の見解を承りたいと思います。

○国務大臣(後藤田正晴君) 稲葉さんも恐らくこういった事態に対処する何らの法的な制度がなない、これはやはりぐあいが悪いではないか、何らかの措置を早急にやらなきゃならない、それがまた国としての道義的な責任でもあろうというような意味合いで御発言をなさっておるものと私は理解をいたしております。

そこで、そういう稲葉さんの御発言等も踏まえながら、とにかくにも今回御提案申し上げていけるような制度を新たに設けさせていただいて、そして、国としての最小限の道義的な責任はこの際果たさなきゃならない。理想を掲げればいろんなこともございましょう。しかしながら、とにかくにもこういう制度を発足させることによつて、従来放置されておつた気の毒な方に対して措置ができるということになるわけでございますので、それなりの責任は果たしておると、かように考えておるような次第でございます。

○神谷信之助君　まあおくれたけれどもつくつたんだから、だからそれで責任を果たしたというのは、私から言わしたら居直りですね。おくれたことは、私からこの法律が廃案にしましなやならぬという悪い法律だと私どもも言っていない。いままでなかったんですから。新しいこういう救済制度ができるということは私ども非常に賛成をするわけです。しかし、それがなぜそれだけおくれたんだんです。それはいろんな理由はあるだろうと思う。しかし、運動を進めてきた方々やあるいは被害を受けた方々の責任ではないはずですから。一にかつて行政府と立法府、あるいは両方に責任を持つわれわれ政治家の責任ではないか。この点について一体どうしたらいいのか。それはおくれたけれどもつくつたんだからそれで責任を果たしたと

いうことでは、これは不満を持っていくところがないわけでしょう。こういう点についてどうお考えかということです。

○国務大臣(後藤田正晴君) これはもうたたいまお答えをしたとおりでございます。この制度でとにもかくにもお気の毒だという人に対する処置はできる。ただ先ほど来御質疑のように、この制度の前の人にどうするかとか、いろんな問題がございますから、それらについては別個の処置によって何らかのお報いはしなければならぬまいと、かように考えておるわけでございますので、私としては、とにもかくにもこの新しい制度、大変これは複雑な背景が実はございます。そういうたことをここまで提案をさせていただくことができたというところで、一応のけじめはこれでつけたい。ただし、この制度の生きた運営ですね、これだけは心がけていかなきゃならぬと、かように考えているような次第でございます。

○神谷信之助君 私はそれでもなお納得できない点は、先ほど議論ありました、一つは法律の不遡反の原則というんですか、遡反できない、そういう点から盛んにおっしゃっています。まあ刑法的なんかを遡反すればこれは大変な混乱を招きますね。しかし、本来国が何らか考えるべきであったのが、そういう制度ができていなかったために救済をされなかった、そういう問題について、絶対に遡反してはならないというのは私は納得ができませんと思う。法律はどこかで別につくられているのじゃない、原則というのは別にあるのじゃないに、人間が人間社会の間でつくるんですから、特にこういう問題については遡反をしてもいいではないか。そのところに立てないところに、私は本当にこれらの人の置かれている立場を御理解いただいているのかどうかということを非常に疑問に思うんです。

この間、警察庁の人々にいろいろお話を聞かしてもらったりしました。そのときも率直におっしゃっていたんですけども、この問題が映画化されましたね。映画になったのを警察庁の担当の方

が、相当の人がごらんになって、本当にやっぱり気の毒なことだと、何とか早く立法化をやらなにかぬということ、まあ映画は非常に刺激が強いですから、強烈ですから、したがってそういうことを本当に痛感しましたという述懐をなさっていました。それまでは、そういう法律が必要だということとは思ひながらも、しかしやっぱり人ごとで、実感をもって何とかという気にならなかった、やっぱり本当に被害を受けた人々のそういう立場なり気持ちなりを、わかつているつもりでもわからなかったけれども、あの映画を見て、警察庁の関係者の方々が相当見られたようですけれども、見た上で、本当にこれは大変だ、気の毒だ、一日も早く何とかしたいと、そういう述懐を漏らしておられましたけれども、私もそうだと思うんですね。

だから、そういう立場に立ち切れないままに、特にわれわれ政治に関与する者が、そういう点からどうしても遠く離れているために、いろんな支障があったにしてもそれを乗り越えて早くやっていくということができない。また現に、先ほども話がありましたように、もう市瀬さんは失明をし、ついには命までなくされた。後を奥さんが継いで運動をされて、そういう運動によって支えられてやっという目を見えるということになってきたとすれば、これは何とかして遡反する方法はないか。また、私は、遡反する根拠というものを理論的にも確立をするということはどうしてもやって、初めておくれたことに對する政治責任を果たしたと言いうことができると、こういうように思うんですよ。だからそれを現行の法体系の中でどういう根拠に基づいてどこまで遡反するか。これは学者の中にもいろいろ意見があります。とにかくいまの日本の法理論か言うとなかなか遡反する理論を確立するというのはきわめて困難ないろんな問題があることは知っています。

しかし、それでもなおかつ、そういう何とない
 ますか、何の責任もない、理由もないのに命まで
 奪われるようなことについて、本来ならばそういう

う通り魔的殺人事件というのは、法治国家である日本で、治安の維持に当たる警察なりまた国民的社会的監視なり何なりでなくさなきやいかぬ。あつてはならない事件なんです。それが十分にいかないためにそういう犠牲者を出したということに対して何らかの方法を考へるというのは、特に私は政治家の責任ではないかということで、私どもは民法の七百二十四条の損害賠償請求権の時効の部分根拠にして二十年遡反適用というそういう意見を出しているんですけれども、それが私はそのままでなくても、いろいろなつとる根拠といふのはあるだろうと思いますが、そういうものをやつぱり積極的に立法に当たつて——恐らく検討されたんだろうと思うけれども、検討もし、それを貫いてもらうということが必要ではなかったかと思うんですが、この点について意見を聞きたいと思ひます。

○政府委員(山田英雄君) 遡反できないということにつきましては、いろいろ御答弁申し上げておりますように制度論でございまして、いま述べられましたような過去の被害者の方々に対します思い、気の毒さの感じ方というのは私どもも全く変えられないわけでございます。そういう心情を私どもも持ちましたからこそ、この法律案について早期に提案するように努力してきたわけでございませ

ただ申し上げるまでもないことでございますけれども、わが国のいろいろな法律制度の中で、新しい制度をつくりましてその制度自体を同種の過去の事案に適用した、いわゆる遡及というのは原則的にないわけでございます。これは悲惨な状態というのは、公害健康被害の場合につきましてもあるいは薬害の副作用の被害の場合につきましても、まことに悲惨な状態というものが過去にあっても、まことに繰り返してはいけないという立場から、同じことを繰り返してはいけないという立場から、新しい制度が生まれてきたと思うわけでございますけれども、その場合にも法の適用は施行期日以後の事案について適用しているわけでございませ

て、その適用を過去の同じ被害にさかのぼってはおられないわけでございます。そういうことからいたしますと、私どももこの制度に限って遡及する特別な理由というのを見出せない以上は遡及できないわけでございます。

特に、犯罪による被害ということを考えますと、犯罪というものは昔から行われております。殺人というのは古典的な犯罪でございます。そういう意味で、仮に過去の被害の救済というものを實現するように考えるといつても、合理的な線引きというのは不可能であると思ひます。いま御指摘のように、二十年遡及はいかがかということでございますが、これは前にも申し上げておりますように、国家賠償的な立場からの給付でございます。いまませんので、損害賠償請求権の消滅時効というものをわれわれもとよりとり得ないわけでございますけれども、仮にお尋ねのように二十年と限つた場合、それでは二十一年前の方と十九年前の方とどこに差があるか。そういう際に、国民全体の立場を考えますときに、公平さというものが常に担保できないと思ひます。二年前と三年前でいかがあるかと。いろいろ遺族会の方々のお立場も私も拝聴いたしました。それぞれ被害を受けた年々というものは、古いもの新しいもの異にしてあります。同じ遺族会の方の中で、どなたに適用があるか、どなたに適用がないかということ線引きすることは、合理的な理由は見出しがたいわけでございます。そういう点で、全体の諸制度と均衡というものを打ち破つて遡及することこの制度は立てられなかったわけでございます。この間の事情については何とぞ御理解いただきたいと思ひます。

とができるのではないか。われわれとしても、そうした点についてはできるだけ努力を尽くしてみたいと、かように存じておる次第でございます。

○神谷信之助君 官房長にせっかくいろいろおっしゃつてもらいましたけれども、十九年と二十一年で、何で片一方は受けられるのに受けられないかと、そういう不平等が起るということであれば、今度この法ができて、五十六年の一月一日とことしの暮れ大みそか、十二月三十一日に殺された者と同じように不平等です。あしたに殺してくれと、きょう殺してもらつたらえへんのやというふうなことを言つてられないでしょう。同じことですよ、そんなことは。それは理屈にならないです。だからどこかで切らなきゃならぬといふことはもうどうしたつて、それにかかる人、かからない人ができます。だから、どこに線を引くかというの——これは理事懇の中でもあつたけれども、どこまでさかのぼつて事實を確認できるかという事実行為の問題もあるでしょう。あるいはさつき私が言つたそういう根拠もあれば、あるいは刑法上の根拠もあるでしょうし、あるいは事案によつて時効の年限の差がありますから、そういうもので区切るとかいうようなことは、これはそれがもう絶対的に正しいといふことじやなしに、一つのよりどころとして存在はするということだと思ふんですね。

かうんとおっしゃらないわけですから、したがつて、この点については修正案で委員各位の判断を仰ぐというより仕方がないかというふうに思ふんです。

そこで、改善の策といひますか、少しでも救済をするといふことで理事懇の中でも非常に問題になったのは、少なくとも法成立の日から施行してはどうかという問題ですね、来年の一月一日ではなしに。さかのぼるのが無理やつたら少なくとも法律が成立をしたときと。これについて先ほどの御答弁では、予算の問題ではない、事務的な準備が整わないんだというのが公安委員長のお答で、五億や十億の予算が取れぬような大臣じやないと言わんばかりのお答えもありましたから、そうすると財政上の問題じやない。単にそういう公安委員会規則その他周知徹底を含めていろいろな準備手続をやるのに八カ月間かかつて、一月一日以降の施行しかできないということであるならば、私は、法律ができたときから以降犯罪によつて死亡もしくは重障害を受けた人、これは適用する。しかし実際の支給は来年の一月一日以降にする。準備手続がありますから。だから、そういう公安委員会規則をつくり、申請様式をつくり、あるいは判断の基準をつくり、そういうのがありますから、そういうのが整つてから申請をしてもらひ、実際にお金を差し上げることができるとは来年の一月一日以降。法律の対象になるのは法案成立以降の事案の被害者について適用する。こ

ちなみに、準備に八カ月を要すると申し上げておりますが、その中身について申し上げたいと思ひますけれども、私どもも本当に法律が制定公布されました場合、準備に大変忙殺されるということ

で覚悟しておるわけでございますが、その一つは、法律施行のための政令、それから公安委員会規則、そういうものの制定作業でございます。これは本法律案の七条におきまして他の給付との調整、あるいは第九条の額の定め方というのは政令事項でございますが、これは一応骨子というものはもちろん私どももただいまの段階で用意しておりますし、その詰めを急いでおるわけでございますが、法令の形で整備していきまふ場合には、やはり関係省庁との協議あるいは他の制度との均衡等、大変細かい作業の詰めをしなければならぬわけでございます。そういう意味で、一応私どもそれに必要な期間として考えておりますのは二カ月でございます。

それから公安委員会規則でございますが、すでに答弁申し上げておりますように、この制度の根幹でございます被害者の責任の度合い、これを法案の第六条によつて定めるわけでございます。それから裁定の手続その他裁定に關し必要な事項は法案第十四条によつて規則で定めるといふことになっておりますが、これにつきましてはすでに答弁いたしておりますが、従来の制度には全く見られない新しい事項でございます。それで、その定め方によつては被害者が給付金を受けられない、あるいは一部減額されるという結果を生ずる重要な事柄でございますので、これは寄り寄り準備いたしておりますが、最終案を固めますためにはやはり相当の、一カ月以上の期間が必要と考へております。

裁定手続につきましても、これは被害者に過重な負担をかけないように、しかも効率的な手続で裁定給付ができるようにきめ細かな規定を用意しなければならぬと思つております。そういう意味で、こうした二つの規則をつくるだけでやはり二カ月は最低限かかると思ひ込んでおります。

とができるのではないか。われわれとしても、そうした点についてはできるだけ努力を尽くしてみたいと、かように存じておる次第でございます。

○神谷信之助君 官房長にせっかくいろいろおっしゃつてもらいましたけれども、十九年と二十一年で、何で片一方は受けられるのに受けられないかと、そういう不平等が起るということであれば、今度この法ができて、五十六年の一月一日とことしの暮れ大みそか、十二月三十一日に殺された者と同じように不平等です。あしたに殺してくれと、きょう殺してもらつたらえへんのやというふうなことを言つてられないでしょう。同じことですよ、そんなことは。それは理屈にならないです。だからどこかで切らなきゃならぬといふことはもうどうしたつて、それにかかる人、かからない人ができます。だから、どこに線を引くかというの——これは理事懇の中でもあつたけれども、どこまでさかのぼつて事實を確認できるかという事実行為の問題もあるでしょう。あるいはさつき私が言つたそういう根拠もあれば、あるいは刑法上の根拠もあるでしょうし、あるいは事案によつて時効の年限の差がありますから、そういうもので区切るとかいうようなことは、これはそれがもう絶対的に正しいといふことじやなしに、一つのよりどころとして存在はするということだと思ふんですね。

先ほども、たとえば外国の例を引き出したつて遡及が困難だといふことも説明をされておりました。私は、いまの答弁も先ほどの答弁もずつと聞いておつて、聞いている側の立場から言つて、遡及ができないといふ、そういう否定的な理由を一生懸命説明をされておるんですね。だから、私はそこところ本当に何とか救済する方法はないのかといふことで——もちろん研究された上であかんといふことだつたから、そのあかん理由をお述べになつておるんだらうけれども、聞いている側から言つて、率直に言つてそういう感じを持たざるを得ないわけですね。しかし、これはなかなか

とができるのではないか。われわれとしても、そうした点についてはできるだけ努力を尽くしてみたいと、かように存じておる次第でございます。

○政府委員(山田英雄君) この制度は、わが国にとつて全く新しい制度でございます。そういう制度の施行運用につきましても、私どもも完全な準備を経て円滑に適正な運営をいたしたいと考へております。そういう意味で相当な準備期間が必要といふことを申し上げたわけでございますが、その準備が完了をしない以前に制度を動かすといふことは、私は公平な運営が期しがたいのではないか、かように思つておるわけでございます。

それから公安委員会規則でございますが、すでに答弁申し上げておりますように、この制度の根幹でございます被害者の責任の度合い、これを法案の第六条によつて定めるわけでございます。それから裁定の手続その他裁定に關し必要な事項は法案第十四条によつて規則で定めるといふことになっておりますが、これにつきましてはすでに答弁いたしておりますが、従来の制度には全く見られない新しい事項でございます。それで、その定め方によつては被害者が給付金を受けられない、あるいは一部減額されるという結果を生ずる重要な事柄でございますので、これは寄り寄り準備いたしておりますが、最終案を固めますためにはやはり相当の、一カ月以上の期間が必要と考へております。

裁定手続につきましても、これは被害者に過重な負担をかけないように、しかも効率的な手続で裁定給付ができるようにきめ細かな規定を用意しなければならぬと思つております。そういう意味で、こうした二つの規則をつくるだけでやはり二カ月は最低限かかると思ひ込んでおります。

それから、そういった諸法令の整備ができた後、これは全国四十七都道府県において齊一を期した運営が必要になるわけでございます。そのためには体制の整備、指導教養、こういうものを全国の公安委員会またはそれを補佐する——警務部門で補佐するように予定しておりますが、そうした補佐する事務当局にも徹底する必要がある。国会での御議論を踏まえていろいろな心構えを徹底する必要がある。これは何分事務担当者も未経験のことで、多人数にわたります講習会なり会議なり、いろいろ段取りを心づもりで考えてはおりますが、やはりそういうことに四カ月程度の期間が必要である。

従来この種のいろいろな準備についての経験則からそうした期間を読んでおくことが必要であろうと、こう考えておりますので、そういう意味で来年の一月一日と。遅いではないかという御指摘がございますが、新しい制度の発足のためには、それがわれわれとしてはやむを得ない期日の設定と考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 それじゃ、こういう点はいかがでしょう、官房長。いま言われた体制が全部できて、そして実際にこの給付金支給業務が進み出した、そういう状況のもてきょう行きずり殺人に遭った、被害者が発生したと。そして実際に裁定機関で裁定してもらってその給付金を受け取るのはい体いつになるんですか。

○政府委員(中平和水君) この支給はできるだけ早くやることが被害者の救済にかなうわけでございします。事務的には私ども一カ月ぐらいで何とか支給をするようにしたいと、このように考えております。

○神谷信之助君　そういう被害が発生する、そしてそれがいわゆる通り魔的殺人であるかどうかというの、まあ事案によってはすぐわかるやつもあるでしょう。しかしなかなかそう判断できないやつもあるでしょう。それで一月なり二月なり捜査がかかって、そして結局行きずりであつたというやつが出てくるかもしれぬ、そういう状況も

起こりますね。ですから、その上で今度は加害者と被害者の関係やその他の減額に該当するかどうかという調査もしなければいけませんし、まあそれはある程度進んでいるかもしれませんが、でも。だから、事案によっては私は相当長期にかかる場合もあると思う。それから、この間の富山や長野の女性が殺害をされたあいう事件なんかから発見されるまでというのはこれはなかなかわからぬわけでですね。これは宮崎なり北野なりの犯人はつかまえたにしても、まああれは死体がやつとわかりましたけれども、これがなかなかわからぬということやつたら、どうもくさいけれども確認はできないだろうと思うんです。いろいろな事案によつてそう簡単には、私はいく場合といかない場合があるだろうと思う。

そういうことを考えますと、先ほど官房長が、いろいろな整備をするのに八カ月ばかりは少なくともかかるんだということを一先懸念おっしゃったけれども、それはかかっていいですよ、やってもらって。しかし、この法案が成立した以後にそういう事件が起こった、それは行きずり殺人かどうかわかりませんけれども、あるいはそうであるということがもうすぐわかる事案もあるかもしれぬ。それは一月になってから、制度ができて整備がされてから申請をする。そうして審査手続とか裁定手続をやって支給をするというようにしたら、一体どこに不都合が起るんですか。私はどうもその辺が解せないんですよ。全部整備をせぬことには法律はできても適用をするわけにいかぬというのは、なぜそういうことをしたら不都合が起るのか、どうもちょっとその辺がわからないんですかね。いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) これは、法律の運用につきましては、やはり新しい制度をつくりました場合には、それについて完全な運用ができると、そういう準備のもとに施行期日の定めをするのが通例だと思います。この制度の場合には特に、従来の法体系にない体系的にも新しい制度でござい

ますので、そうした準備期間を読んで施行期日を決めたという経緯もございますので、そうした準備のもとに運営いたしたいと、かように思っております。

○神谷信之助君　だから、いろいろ経過規定として附則のところで、ぼくはその辺をどう書いてほしいのか知りませんが、たとえば法案は法案成立の日に即時施行として給付金の支給は、いわばそれに伴う申請手続及びその他の実際の執行は、一月一日以降というようにするのか、あるいは、いまの一月一日施行のままにして、それで、対象は法案成立の日以降の事案も含まれるというようにするのか、その辺はぼくは知りませんが、何でも、何でそうしたらいいかぬのかということです。その理由がちよっとわからぬですね。そういう法律もあるじゃないですか。

○政府委員(山田英雄君) 御提案しております原案につきましてもの考え方を先ほど来答弁しておりますわけでございますが、新しい制度であつてその実施に責任が持てません場合にはやはり運営できないわけでございます……

○神谷信之助君　すぐ運営せいとは言っていないだよ。

○政府委員（山田英雄君）　これは、従来の他の制度との関連をも十分に勉強いたしまして、必要な準備期間を見込んだ後の施行期日、それ以後の事案について適用するように立てておるわけでございます。

○神谷信之助君 いや、あなたの答弁は私の質問の答弁になってないですよ。たとえば五月の三日なら三日に被害が発生した、だからすぐ運用しなさいと、そう言っているんじゃないんです。法の適用対象にはする、実際の法の執行といえますか、手続をとるのは一月一日からで結構です、そうすれば少なくともその間の人たちは救済されるではないかと。だから私は、幾らその点の説明を聞きましても納得できない。

だからそれはぼくは、去年の八月の概算要求のときは十三億の要求をなさった、それは、五十二

年度の調査をやったときから見て、一年間なれば大体十三億ぐらい要るだろうと、四月一日施行であれば。ということとで概算要求をされたんでしよう。公安委員長は盛んに否定をされているけれども、結局一億九千万、約二億の予算しかできなかった。しかし、新しい制度はもうつくらない、認めないという政府の方針のとにかく一面をつぶして一月からでもできる、そういうことになったんだからもう一月からやと。それで、それだけ事務手続や準備にかかりますと、こうおっしゃってつじつまを合わそうとなさっているけれども、私はやろうと思つたらでできると言うのですよ。適用の対象には入れます、しかしその実際の執行は来年の一月一日からですよ、事務手続おくれるので申しわけでございますがそれまでお待ちくださいというだけのことですね。そこで不都合が起くるのは、十三億見込んでいたのが二億しかありませんから、その場合に財源不足が起くる可能性はある。だからこれはその点では、公安委員長は五億や十億の予算取るのぐらひは私は何でもありませんと、こうおっしゃっているんですから、だから法律の対象者の適用範囲についてはいま言ったようにして、足らぬ分については、いずれにしても秋ごろにはまた補正があるんでしようから、五億や十億の金はちゃんと持つてきてもらえるのだから事務当局も御心配要らぬと、こうなるでしょう。だからやろうと思えばできる範囲です。

何とかそういう気の毒な人に救済の手を差し伸べたいという点では一致しているんですね。皆さんもそうだしわれわれもそうだ。その点で一致を求めているれば、あと問題はそういう事務的な障害をどうしたらいいか、それはいままでの法律でもあるじゃないですか。適用対象は法律施行の日にして実際の執行はおくらせる、事務手続後にする。そういうような法律もいままであるんじゃないですか。だからそういう方法をしてでも救済をする。そうしてぼくはやるということはあることだしやれるんじゃないかと思う。問題は、だからその点ではもう政治判断の問題です。国家公安委員長

に私はその点で本当に誠意を持ってやってみてもらいたいと思うんですね。与党の理事さん、後藤委員長もその点で非常に苦勞なされたんですよ。われわれもそのぐらいいいことはできるはずじゃと。たとえば委員長が閣議の前に公安委員長に会われたらしいが、その時間は短時間ですからね、そこまでは突っ込んでやっておらぬやろうと言うてまたわれわれから大分文句言われたのですよ。地行の委員長さんは、だいたい本当にやる気ならば、私はそこを工夫をしてもええ、行政実務的にもあるいは法案作成の点でもベテランの人ばかりですから考えてもらえやれる。やれることをやらぬかったらそれこそひどいものだと思ふんです。口では何とかお気の毒な人を救済したいと言いつつ、やれることをやれぬかと言わさるを得ぬですよ。この点ひとつは私に私にしたい。官房長の説明で全然納得できないですよ。できないことないんだから。いかがでしょう。公安委員長ひとつ。

○国務大臣(後藤田正晴君) まあ法律ですから、憲法に反せぬ限りはそれは書いて書けないことはございません。しかし、神谷さんのお話をじっと伺っていますと、それは結局四月一日施行だと、実施だということに……。

○神谷信之助君 いやいや、法成立ですから、四月一日はもう過ぎてますよ。

○国務大臣(後藤田正晴君) いや、事態はそうなるんですよ、それは。というのは、準備も何にもできてないのにその事案だけはやるんだと、こういうことでしょうか。だから、その場合だとどうも私は法の施行が四月一日と同じにはせぬかなと、こう思うんですよ。やはり準備も何にもできてないのに四月一日から起きた事件は全部やるんだと。しかし実際は、支払いの時期は一月一日以降だと、こういうことになるわけですからね。それは支払いの時期をそう書くだけの話で、実態の適用、法のあれは四月一日からなるのですね。私は、一体そういう立法の仕方というのは、やって

やれないことはいないけれども、あり得ることかな、少しやり方としては無理なんじゃないのか、それはやっぱりこういう制度はきちんとして準備体制を整えた上で初めて施行するというのがあたりまえのやり方ではないのかなと、私はさうに考えるわけです。

お気持ちにはわかるんですよ。できるだけ気の毒な場合が少なくなるようにしろという、これはよくわかるんだけど、やはり実際の立法ということになってきますとね、どうしても準備にそれだけ日がかかるんだということを事務当局が言う以上は、やはりこれは一月一日やむなしと、こう判断せざるを得ぬのではないかなと私自身も考えて——実際は先ほど言いましたように、私はこれはもう少し早く法律の適用をしたらどうだと言つて事務当局の意見を聞いたんですよ。ところが、どうしても準備でどうにもなりません、だから一月一日で談判してくださいという言うから、私も、余り無理をしたところでこれはどうにもならぬなということ、じゃあ五十六年一月一日施行ということに談判しよう、こういうことになったわけですよ。その点はひとつ御理解をいただきたいと、かように思います。

○神谷信之助君 まあ委員長のいまの答弁でも納得できないですね。遡及でないんですからね。とにかく法案成立の日というのは、もうきょう四月二十二日、あしたが本会議ですから二十三日以降ですよ、対象になる人は。それで、その後実際に二十四日にそういう被害が出るか、六月まで一人も出てこないか、それはわかりませんよ、そういう事案が起こるの。しかし、その事案が起こった、それで事案が起こっても、その人が、実際には一月一日以降にいろんな体制できて裁定にかかるか、適合するかしらないか、これもわかりません。しかし、まあ警察当局が捜査をいろいろしている中で、この場合は大体かかるであろうとか該当するのではないかとすることはわかったりするでしょう。だから、一月一日以降にそういう手続整備ができればあなたのやつはこういう救済の方

法がありますよと言うて教えてあげれば、そういう申請手続をするということになるでしょう、一月一日以降に。そういうことが可能になるでしょう。

現に、災害の被害者の弔慰金、死亡弔慰金ですね、改正したときは、できたときよりもその前の台風の被害者までさかのぼったですからね。それは年度内ですけれども、これも年度内ですからね。そういうことも——それは制度があつたからさかのぼれたんや、これは新しい制度やと言え、それだけです。しかし、さかのぼることはできたらんや。適用している。その法律の中にちゃんといつから以降にというやつを附則につけたから入つたわけですね。だから、そういうことをやるうと思えば私はできると思うんですよ。だから委員長はそう思われて、もっと早うできぬのかとおっしゃつて、そうしていろいろ事務当局の報告を聞かれて、なるほどというようにお考えになったんでしょ、うけれども、私はもっとそこをよく考えてほしいんですよ。

何でなら、先ほどから官房長なりがずっと答弁されているけれども、こういうのが整備しなけれ

ばあきませんの、と申すだけであつて、なぜ、五月、六月のときにそういう被害を受けた人を救済をするわけにはいきません、不合理になります、それは理屈が通りません、というふうな理屈は何もありません。さかのぼるのとは不遡及の原則やからあきませんと、こうおっしゃつた。これ、異論があるけれども、一応それは理屈がある。しかし、さかのぼるんじゃない、法律が成立したらそれの恩恵を受ける、そのことだけははっきりと先にしようじゃないか。それがいかぬと言ふのなら、憲法のどこに違反するの。日本の法体系のどこに違反するんだとはっきりしてほしいというんですよ。

○国務大臣(後藤田正晴君) 御意見は拝聴しましたが、どうも神谷さんの御意見のとおりやると、結局それは法の適用を四月の二十三日ですか、そういうことにならざるを得ないのでね、これはもう準備も何もできてない事案に適用するというところで、これは私は新しい制度としてはあり得ないと思ひますね、そういうやり方は。やはり準備はきちんとして法が完全に動くという体制をせざるを得ないんじゃないですか。これは判断の問題ですけれども。なかなかさうあなたのおっしゃるようには私は、新しい制度つくるときに、理屈はわかるけれども、それはちよつとむずかしいんじゃないや、ありませんか。それはわからぬわけではないが、現実にはそれじゃそれで新しい制度をつくれと言われても、それはできませんとちよつと言いくいのが私は現実ではなからうかと、こう思ひますよ。

○神谷信之助君 私は、だから政治家としての公安委員長の決意の問題だと思ふ。だから、これはもうあと同じことを繰り返しても仕方がありませんから、私はその答弁自身に、本当にそういう被害者に対して、こういう制度をつくるのがおくれたことについて政治家として申しわけない、少しでも多くの人々に喜んでもらえるような、そういう制度にしたい。そのために私が言うのは遡及しなさいというんだけれども、仮にそれができないにしても、少なくとも法律ができた以上はそれの日から救済ができるというようにするのがあたりまえだ。それは先ほどからおっしゃつていろいろにいろいろ理屈はあり得るでしょう。そこをどう実現するか、そういう立場に立っていろいろの。もう衆議院も通過してこへ来ているのか、いまさら言うてももう始まりました、衆議院で答弁したのと参議院で答弁したのと違うようなことになったら困りますから。ということだけでおっしゃつてはいるはずはないと思ひますが、やっぱりそれもあるでしょう、大臣の立場としてはね。しかし、私はそういうかたくななことではなしにひとつ、それこそまだありますから検討してもらいたいというふうに思ふんですよ、考えてもらいたい。

もう一つは、その上で先ほどからも話が出てい

ます過去の人たちに對する救済の問題です。まあ一応寄付を集めてそして財団法人をつくつてという事で、育英制度の問題、それから重障害者に対する問題、こういった問題が出てきました。これは實際だけ寄付が集められるか、それからその財団の寄付行為をどこまで拡大できるか、その財源基金にもよるでしょうけれども、そういうことである。まだ不確定部分がきわめて多いわけですね。したがって、これからこれをこの点については努力をし、検討をし、それで改善をする余地が十分ある範囲ですから、その点でひとつこれは要請的意見として申し上げておきたいと思つて、命を奪われて、そして残された家族が苦勞なされてきた、そういう方々にもそういう点で、何というか、せめてもの援助を与えることができるようにという方法をひとつ考えてもらいたいと思つて、これは私はその氣になれば、これはこれからずつと必要な財源ではありせんから、一週払えば、一時金的なもので終わつちやうです。それから、その必要な財源を集めていなくて、ときにそれだけの必要な財源が集まっていなくて、借り入れをしてそれに対する救済を行つて、以後、この寄付をさらに拡大をしていってそれによつて返済をしていくという、五年なり十年なり長期の返済にしてそして償還をするという方法も含めて考えれば、相当広い救済事業をその財団にやらせることができると思つて。

さらに私は、何もそれは民法上の財団でなくても、こういう国の責任という点を考えるならば、これは警察官なりあるいは警察庁なり、そういう治安機関にわれわれは信頼をして、まさに行きずり殺人なんか起こらないことを期待しているわけですからね。そういう国の責任を十分に果たし得なかつた、そういう点で国の立場も考慮するならば、私は特殊法人かなんかにして国の出資金もほりうり込めるような制度にしてもおかしくないというように思つて。しかしこれは、できるだけ

特殊法人を減らすと、そういう状況もあつていまいのような構想になつてゐるんだろうと思つて、けれども、しかし私は、何もかも特殊法人をつぶしてしまふということじゃなしに、国民の側から必要なものであればそれは遠慮なしにつくればいい、そういう性格のものでいい。この点も含めて検討をしてもらいたいというように思つて、この点ひとつお考えを聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(山田英雄君) 民間の財団法人の件につきましては、いまだ寄付行為も何もできていない段階でございますので、詳細な内容を確定して申し上げるわけにはいかないので、このことを御理解いただきたく思つてございまして、奨学資金制度につきましては、前から申し上げておりますように、海難漁船遺児、交通遺児、あるいは警察官の職務に協力援助した方の遺児の方々、そういう民間の基金による奨学資金制度がございまして、少なくともそうした制度はこの犯罪被害遺児についてもつくらるべきだろうと、こう思つておるわけでございます。

ただ、重障害者に対するお見舞いの点につきましては、これもできる限り基金を集めることによつて努力したいというつもりで御答弁申し上げておるわけでございますが、そのほかの方々に對する措置についてのお尋ねでございますが、これは民間の財団法人でございまして、国の政策と同質のものを肩がわりして行うということはむずかしいのではないかと。それは警察官の職務に協力援助した方の、それでお亡くなりになられた方についての奨学資金以上の事業というのは現在ないわけでございます。他の原因による被害によつて亡くなられた方につきましても、私も調べました限りでは同様のことが言えるわけでございます。民間の基金に過去の被害について一切の救済を行うように働きかけるといふことも、納得という点でいかにかという点は考えております。

奨学資金だけにきましても八億余のファンド

が要するという状況でございます。交通遺児については損害保険協会とかいろいろあるわけでございますが、犯罪被害に直接かかわりのある団体というものは少ないと思つて。基金を集めることはきわめて困難な情勢にございまして、できる限りの努力を尽くして奨学資金なり重障害者へのお見舞いは実現していきたいと、そういうふうな努力にしたいと思つておりますが、その他の問題につきましては、いま申し上げた事情をおくみ取りいただいて御了解いただきたいと思つて。

○神谷信之助君 確かに大変なことはいくつかあるのですよ、いまおっしゃる通りに。損害保険協会とかいろいろあるところはいいですけども、犯罪被害者の場合、犯罪の団体がちゃんとあるわけじゃないから、これはわれわれが寄付を集めるにしてもむずかしいだろう。ですからそれだけに、なるほどその人たちだけではなしにやつぱりわれわれにも非常にこれは大事な制度だといふことが十分理解されないと寄付も集まらないわけですね。したがって、その趣旨を明らかにし、少しでもみんなで助け合つていこうという点を明らかにする意味からも、私はさらに検討課題として検討してもらいたいといふことを申し上げておきたいと思つて。

あと、もう時間がありませんから、最後に結論だけひとつお聞きしたいと思つて、これは犯罪行為による被害者に対する救済の措置ですわね。その犯罪行為による被害者なんだけれども、結局、犯罪行為を故意犯と過失犯に分けて、それで故意犯に限ると、こうなつてゐるわけですね。過失犯を除いた理由として先ほど幾つかおっしゃておりましたね。保険制度でカバーできるとか、感情の問題、それから救済の緊急性、まあそういった点をおっしゃつてゐるわけですね。しかしこれは、故意犯の場合でも損害賠償がされればそれだけ差引くといふことになつてゐますね。だからそういう点で言へば、過失犯も含めて総括して、そういう保険制度なり何なりで、あるいは過失致死罪を犯した人の財政能力によつて損害賠償する人も

あるでしょうから、そういうのはそれによつて控除していく。外せるものは外すというようにして、まあ余りめつたに起こらぬであらうという過失による被害について、どこにも救済できない人は少なくともこれで救済できる余地を残す。

先ほど、盛んに運用の面であつて、これはそうなりますと、今度は捜査機関と裁定機関が非常に近いわけですね。まあ裁定機関は公安委員会であつて警察は直接関係しませんといふ言ひましても、實際には事務当局は警察になるわけですから、だから、そういう点では捜査に協力するかどうかといふことを裁定に持ち込んでほつたといふことは、まあきつても議論出ていますからあえてもう言いませんが、そういう問題ですから、それだけにわかるわけですね。にっちもさつちもいかぬ、どこにも救済できない、そういう過失による致死あるいは重障害を受けた方といふものは、少なくともそれは救済できる。あるいは先ほど挙げられたようなほかにいろいろな救済措置があればそれはそれでいい。私はそういうことを考えないと、たとへば飛びおり自殺の問題もある、あるいは高いところ仕事をしてゐる人がたまたま上から物を落とす。そうしたら業務上過失致死になつた。これはそこをたまたま通つた人がいかぬのじやとこゝうなりますね。だから加害者の条件の問題ではないに、やつぱり犯罪行為によつて被害者がどこにも救済してもらえない、あるいは怒りを持ち込めぬ。そういうことによつて生活が大変な困難を受ける。被害者のそういう状態を救済するといふところに着目すれば、これは故意犯であらうと過失犯であつても同じだ。

その場合に、過失の場合はその行為を犯した加害者にいろいろ能力がある場合もあるでしょうし、いろいろな条件があるかも知れぬ。先ほど賠償責任保険ですか何かがあるといふお話しやいましたけれども、しかし、あれでも私は入つていませんからね。ここにいる人でも入つてゐる

人がどれだけおるか知りませんけれどもね。だから、それは制度としてはあったって、その保険にかかるとかからないかというのは別ですからね。だから、そういうもので救済できない人というのは相当数出てくるんじゃないか。あるいは数が少なくてもあるはずだろうと思う。せつかくつくるならばそれらを含めて救済できるようにして、そして救済をする必要なのはそこから除外をするというように運用でやった方が、いわゆるその点で主観的判断によらざるを得ないというようにことをしなくてもいいんじゃないかというように私は思うんですが、この辺は、いまさらなかなかうんとおっしゃらぬでしょうが、見解だけは聞いておきたいというように思います。

○政府委員(中平和水君) 先ほど御説明しましたように、私も制度の立て方としては、放置しておくことによつて国の法制度に対する信頼感が損なわれるような事犯について、これで故意と、あるいは重障害に限ったわけでございしますが、そういう問題について、これは原因者負担の原則が働いていかないわけでございしますから、やはり例外的な制度として給付金を支給しようというところで制度として立てておるわけでございします。

ただいま御指摘のような、過失も含めてやると、そういうお立場の議論も私もよくわかるわけでございしますが、私どもの理論の立て方というのはそういう立て方を一応いたしておいて、さらにこれを故意から過失に広げてまいりますと、さらにこれに過失の中の気の毒なやつも加わる、だんだんにこれ広げてまいりますと、自然災害とか不可抗力による事故とかそういうものの方にだんだん広がってまいるのでございます。たとえばニュージブランドの事故補償法なんというものは、最初犯罪がだんだんだんだん広がっていつて、いまはあらゆる人身事故に広がってまいっているわけでございしますが、そして過失を広げますと、過失致死だけじゃなくてこれは過失障害も入ってきますし、理論的に言いますと。しかし、

さらに今度は、いや故意の傷害だつてもつと一カ月の重傷だつて、たくさんあるじゃないか、そんなものも入れるべきじゃないかということ、そこに目を置きますと、気の毒さの程度がだんだんだんだんに広がってまいるといふ、当然そういう帰結になりかねないものでございします。

それから、過失に広げてまいりますと、故意と過失というのは、故意があつたか故意がなかったかというのは比較的認定はやさしいわけでございしますが、過失があつたかなかったかということ、は、非常にこれは、まだ現在の裁判制度等でもいふんな問題になっておりまして大變判定がむずかしい。そうなるまいりますと、一つには迅速な裁定というのなかなか期し得なくなる。それから、損害賠償を全部取り立ててそのこぼれの部分についてめんどうを見ればいいじゃないかと、こういう御議論のようでございますが、そうしますと、いまの制度では相手方の資力についての調査などもせずにできるだけ早く迅速に給付をしようという考え方でございしますが、過失が入ってまいりますと、これは当然相手方に資力のある場合が多いわけでございしますから、したがって相手の資力調査というものを、この裁定の前提にならざるを得ない。それからさらに、広げてまいりますと、たとえば民事の紛争の手段にこの裁定が使われる、そうしたこともだんだん出てまいるわけでございします。

しかし、これは先ほど申し上げましたようにいづれにしろ大變新しい初めての制度でございますし、一番現在緊急性のある、要するに一番国民のコンセンサスの得られる故意による死亡と重障害にしばつた、そこでこの制度を運用してまいりたい。そうして、当委員会でも御議論がございましたように、だんだん今後の運用を通じましていろいろな問題が出てまいりますればまた柔軟に検討、研究を進めてまいりたい、こういうふうに考えている次第でございします。

○神谷信之助君 終わります。

○委員長(後藤正夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、野口忠夫君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君が選任されました。

○江田五月君 衆議院の法務委員会が当時の稲葉国務大臣が、犯罪の被害者救済制度ができていないと、「文明国の名に恥じるといふ気持ち」だと、「政府の道義的責任としてやるべきものだ」ということを述べられたのが昭和五十年の二月十二日です。それから、それからもう五年たつたわけでありまして、昭和五十三年の十月十九日には、参議院の法務委員会が瀬戸山法務大臣が、何とか次の通常国会には出したいと準備を進めているのだと。また、伊藤刑事局長は「これは法務省の、通常国会に提案するという覚悟で最後の詰めをしている」と。それがついにまた一年延びてやつとここまで来ましたが、とにかくこうやっていま成立の直前までこれたということは嬉しいことだと思ひます。

さてそこで、それでも遡及ができないとかあるいは過失を除いていろいろ不十分などころがあるわけで、考えてみれば、この制度を実現にまで持つてくるのができたのも、いままでの犯罪の被害者の方々のこれまでの御努力が大きくあつた力であつたわけで、その人たちに何も報い得ないというのは、やはり何とも残念なことと言わなければいけないんです。いま稲葉法務大臣の言葉を引用しましたが、文明国の名に恥じる状態がこれまで続いてたわけであります。私は前に参議院の法務委員会、社会のいわば倫理的な水準がどの程度にあるかということテストする一つの制度なんじゃないかということ申し上げたことがあります。いまやつと文明国としての道義的、倫理的な水準にわが国が達しようとしていっているわけで、ここまで持つてくることに大きく力があつた、これまで運動を、この法案を推進されてこられた方々に、お気持ちはわかると言うだけでなくて、もう少し政府の方から、大臣からね

ぎらいとか感謝の言葉があつてしかるべきじゃないかと思ひます。たとえば、いろいろ社会に御努力くださった方々に叙勲というふうなこともありますけれども、どうも叙勲はしてみても後でいろいろ都合が悪かつたというような事例もときどき聞かれるわけですが、こういう人たちがこそ社会全体で感謝をしなきゃならぬ人たちだと思ひますが、まずその点について、大臣の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 江田さんの御意見どおり、私自身も感じております。

そこで、いままで御努力をなさつていただいた方に対してどういう処置をするかというふうなことで、いま具体的にこうだと言ふのは差し控えたと思ひますが、たとえばその人たちに感謝状なり何なりを差し上げて、そして長い間の御苦労に心からの私どもの謝意を表したいと、かようなことも実は考えておるのです。ほかにもいろいろ、この法律の運用に当たりまして、これは乱に流れちゃいけません、だんだん広がりますから。しかしながら、やはり私どもとしては、被害者を救済するといひますか、そういう基本の物の考え方からして運用に当たるようにやつてまいりたいと、かように考えております。

○江田五月君 法律の本身に入つてまいりますが、第二条では、「犯罪被害」とは、「人の生命又は身体を害する罪に当たる行為」で、括弧して、「過失による行為を除く」となつていゝわけであります。過失を除いてゐるわけですが、この過失を除くことの理由が、論理的な理由が何かあるのかどうか。

○政府委員(中平和水君) 過失を除く論理的な理由——どういふお立場からの質問か、ちよつと私十分に理解できないわけでございしますが、この制度はあくまでもこれは原因者負担の例外でございまして、したがつて、やはりこの問題の起りから考えましても、通り魔殺人に象徴されるように、何らのいわれのない方が被害にかかつて、そ

して何らの救済の手段がない、現実に民法の不法行為等の制度がありつつもこれが全く機能していないような状況にある。そうして、これはそのまま放置できないという一種の社会のコンセンサスといえますが、それに基づいて、連帯共助の精神に基づいて例外的な制度として打ち立てた制度でございまして。したがって、そういう観点からいいますと、やはりこれは故意による犯罪、しかもそれが死亡と重障害というふうな犯罪に限るべきではないか。つまりこのことによつて国の法制度に対する国民の信頼感というものを確保してまいると、こういうふうな基本的には考えて犯罪の対象についてまとめたものでございまして。

○江田五月君 おっしゃることは、過失を除かなきゃならないという理由にはならないわけで、過失による生命、身体を害された被害の場合でも、本当に気の毒な結果が起こることはもちろんたくさんあるわけであります。しかも、この法案だけを見ても、ある程度これは過失が入つておると読めなくもないんだと思うんです。「人の生命又は身体を害する罪に当たる行為」で、過失を除く、その部分に、たとえば刑法百八十一条あるいは刑法二百四十条ですか、こういうものによつて生命、身体を害される場合もこれは含むわけですね。

○説明員(浅野信二郎君) そういう場合も含むという考えでございまして。

○江田五月君 これは結果的加重犯、結果的加重犯というのは故意の場合ももちろんありますが、結果として起こった人の生命または身体被害について、あるいはそういう人の生命、身体に対する加害について過失がなければならぬというのがいまの刑法の考え方ですね。

○説明員(浅野信二郎君) 結果的加重犯、結果について故意でない場合というのを当然予期しているわけではございません。

○江田五月君 その限度で過失というのはもう初めから論理的に省かれてしまっているんだというほどのことはないような——あるいは百八条もこ

れも含めるわけですね。

○説明員(浅野信二郎君) 百八条、「現住建造物等放火」だっと思ひますが、含む考えでござい

○江田五月君 百八条の行為で人の生命、身体が害された、これはもう一度その人の生命、身体が安全が害されたこと自体はさらに改めてどこかの条文に該当するということにしないというのが普通の考え方ですが、この場合にも、やはりそれでもそうしたことに全く無過失の場合には果たしてそこまで刑法的に評価ができるのかどうか。やっぱりある程度過失的なことが必要だと普通は考えられていんじゃないでしょうか。どうなんですかね。

○説明員(浅野信二郎君) この無過失の場合、過失の場合という御質問でございすけれども、現在建造物放火でそれによつて人が亡くなったと、それについて、殺人が成立しない場合もこの対象になるという考えでございす。

○江田五月君 このいま御提案になつてい

○江田五月君 このいま御提案になつてい

○江田五月君 このいま御提案になつてい

は非常にこんがらがることになつて、一方は故意で一方は過失だということもあるんですけれども、しかし、AでもBでも構わぬやと思へばこれは両方が故意になつて、Aしか当てないと思つたのにAも当たつたけれども実はBにも当たつちやつてという、片方が過失になつてとか、その辺の人の気持ちというのはそう簡単にはかり知ることとはできない。やはりそこは外形上から見て、たとえばこんな人に人がたくさんいるところで、たまたま散弾を撃てば、それはねらつた人以外の周辺の人にも当たるのは当然だというふうなそういうケースならば、たとえその本人の、加害者の供述の内容がいろいろなものがあつても、そこは客観的に見て、こういうケースは故意と考へて処理してい

たしたいと思ひます。そこで本論に戻りますが、ただいま申し上げましたように、やはりこれは被害者を救済するという観点から、刑罰の法令を執行するような厳格な証明は必要としない、こういうふうに考へております。そういう気持ちで私も運用してまいりたいと思つております。

○江田五月君 さらに、これは給付金を得ようと思つと、三条では、「犯罪被害を受けた者があるときは」、「給付金を支給する。」となつておりますが、これだけでは実は給付金は出ないんで、十

○江田五月君 三条の、「被害者又は遺族」の、括弧書きの、「行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。」と。これは日本国籍を有しないし、

○政府委員(中平和水君) ただいま御指摘のとおりでございす。これは必ずしも刑事責任を追及する場ではございせん。ただ、刑事責任を追及していく場合でも、本人の供述いかんで決めてい

○江田五月君 三条の、「被害者又は遺族」の、括弧書きの、「行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。」と。これは日本国籍を有しないし、

○政府委員(中平和水君) ただいま御指摘のとおりでございす。これは必ずしも刑事責任を追及する場ではございせん。ただ、刑事責任を追及していく場合でも、本人の供述いかんで決めてい

○江田五月君 三条の、「被害者又は遺族」の、括弧書きの、「行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。」と。これは日本国籍を有しないし、

同時に、日本国内に住所を有しない。その二つの要件を満たす者を除くんだという、そういう趣旨でよろしいんですか。

○説明員(浅野信二郎君) はい。いずれも消去条件で、国籍を有しないという消去条件、国内に住所を有しないという消去条件、その両方が重なったときに初めて除かれるという趣旨でございます。

○江田五月君 金額について伺います。先ほどから準備準備というようなお話がございましたが、もういまの段階ではこの九条の政令は用意をされておりますか。どうですか。

○説明員(浅野信二郎君) 政令の骨子をつくっております。

○江田五月君 そうすると、その骨子によると、これは試算になるのか、最高額、最低額それぞれ遺族給付金、障害給付金、幾らぐらいになっておるんですか。

○説明員(浅野信二郎君) 遺族給付金の最高額は約八百万円、それから障害給付金の最高額は約九百五十万円ということでございます。最低は、遺族給付金にありましては二百二十万、障害給付金につきましては約二百六十万ということが試算されております。

○江田五月君 この額ですが、大臣、命の値段というわけですが、これは非常に算定するのはまず無理だという考え方もあるんです。しかし、まあ無理だと言わなければ、それじゃゼロなのかというと、ゼロではいけないから、どうしても算定をしなければならぬ。そこではいろいろ無理をして算定をするわけですが、大体いま命の値段というものが、非常に大ざっぱなお話で結構なんですけれども、どのくらいだというふうに思われますか。

○國務大臣(後藤田正晴君) それはちょっと私もお答えができませんので、ただ率直に言いますと、私大臣になる前ですけれども、この制度の説明に、長官がお見えになったのですけれども、私、安過ぎると、これは。もう少し何とかならぬのかという、実は少し厳しい質問をしたのです。しか

し、いろいろ説明を聞いてみますと、われわれの頭には自賠償のことがすぐに出てくるのですけれども、あれは保険ですからこれとはまるっきり違う。そうしますと、具体的に言いますと、いま、警察官の職務の執行の際にこれに積極的に手助けして重傷を負ったり亡くなったたりする方がいらつしやいますね。これに対する給付制度があるわけですね。それとの絡み合わせでこの程度が適当だと、こういう説明を聞きましてね。ならばそれでやむを得ぬのかなというところで一応了承をしたのです。これは大臣になる前の話です。しかし、私の気持ちとしては、少しこれは安過ぎるなという気持ちで本当はいまでも持っていることはもう間違いないと思います。

○江田五月君 この制度の給付金としてはいろいろ考えなければならぬ点がそれではありますが、命の値段というのはいま一千万下るようなことはこれはとてもないですね。命の値段というのが仮に算定できるとしてですよ。自賠償でももう二千万ですか、無過失で死亡の場合には何千万。もう小ぢやな子供だつて何千万ということになっているわけ、この額ではやっぱり安い。それはほかの制度との均衡その他いろいろあるでしょうけれども、ほかの制度とこれが均衡した額であるならば、それじゃほかの制度もやっぱり安いわけですね。

そこで、この給付基礎額は賃金統計を利用して定められるということをおっしゃいますが、その場合の賃金統計はいつの賃金統計をお使いになるのか。被害を受けたときなのか裁定をするときなのかという点をお伺いしたいのです。

○説明員(浅野信二郎君) まあ最高額、最低額はいろいろ物価水準等により変えていくことになると思ひますけれども、基本的にはやはり被害を受けたときの収入をもつて、最高、最低の間では収入をもつて基礎額を算定することになりますから、最高、最低につきましても同様な扱いにするのが自然ではないかというふうに考えます。

○江田五月君 ところが、たとえば交通事故の損

害賠償の算定のような場合には、これもいろいろ説があつてどれとすべきは確定はしていないのですが、通常いま裁判の場合には裁判時というのが多いですね。余りにも物価がどんどん上がるものですから、事故時のやつを使つていたんでは、裁判が何年かかつたらずいぶん古い話になつてもうどうしようもない。それでいろいろ理屈をくつつけて裁判時の賃金の水準を使つて額を計算しようじゃないかというようにあるのですね。この額がやはり全体として低いというやうな印象があるならば、なるべく高い水準に持つていくために、裁定時の賃金統計をお使いになるということは十分検討に値することだと思ひますが、いかがですか。

○説明員(浅野信二郎君) この制度の裁定は、できるだけ早くして給付をいたしたいということとは先ほども答弁していただいておりますが、確かにおっしゃるやうに、死亡されたことが発見されるのが大変時間がかつたというやうなケースも全くないということではございません。ただいま先生がおっしゃつたことを考慮して、どういう取り扱いをするか、よく検討してみたいと思ひます。

○江田五月君 この給付金は国家賠償のやうな性質のものではない、いわばお見舞いといひますか、慰謝料的な、被害者の方々の気の毒な精神的な苦痛をお慰めするんだというやうなお話だつたと思ひますが、しかし、やっぱり損害賠償と賠償の一部に充当されるものにはなるわけですね。八条の一項、二項によりまして、損害賠償を被害者が受けていたときにはその限度で給付金を支給しないとか、あるいは給付金を支給したらその額の限度で国が損害賠償請求権を取得する、つまり求償ができるという、そういう規定があるわけですから、やはり損害賠償に充当される性質を持つ金であることはこれは否定できないわけですね。

○説明員(浅野信二郎君) この制度の趣旨は、先ほど局長の方からも御説明しておりますように、

社会の連帯共助に基づく給付金でございますけれども、この制度をそもそも行います前提としたしまして、こういう故意の犯罪による被害者の方々が加害者等から損害賠償を受けられないというところを前提として、そういう場合を救済するという考え方をとつております。そういう意味でこの八条のやうな規定が設けられております。その結果、先生おっしゃるやうに、損害賠償と互換性があるといひますが、そういうやうな関係も結果的に出てきておると思ひます。

○江田五月君 そこで、八条の損害賠償ということのこの中身ですが、この給付金はいわば慰謝料的な性格を有するものだ。八条の「損害賠償」と書いてあるこの損害賠償は何かということ、たとえば治療費とか治療のための交通費であるとか、あるいは障害が固定するまでの休業補償とか、こういうものは、これは恐らく犯罪被害による死亡または重障害の結果起こつた損害ではないということですから、それは入らないということですね。

○説明員(浅野信二郎君) この制度による給付金は、先生いまおっしゃつたやうに、実損害といふものを直接に補しようといふことを目的とするものではなくて、いわばこの損害賠償と対置するときは、慰謝料と逸失利益といふものと相対して考えてみるべきものじゃないかと思ひます。そういう点で、いまおっしゃいましたやうな療養費、交通費等のやうな積極損害といふものは入らないと考えております。

○江田五月君 私は、慰謝料にとどめることはできないんだらうか。逸失利益として受けた場合に、その分までこの犯罪被害者等給付金の支給をストップする必要はないんじゃないかといひたいんですけれどもね。お気の毒な人の被害の精神的な苦痛をお慰めするんだということならば、逸失利益として受けたものまで支給をストップしたりする必要はあるんじゃないか。

○説明員(浅野信二郎君) 先ほど御説明いたしましたやうに、この制度は損害賠償が受けられな

いということをお前提として創設するものでございます。そうしました場合には、損害賠償の中にもいま先生いろいろおっしゃったものはございませうけれども、慰謝料、逸失利益、これは実務でもどういう割合で分けるか大変むずかしいものだと思ひますけれども、そういう損害賠償の額につきまして、やはりこの制度で考えております一定限度額を超えるものを現実に受け取られた方は、この制度がそもそも予定していたような状態でもないというふうにも考えられますから、やはりこういう考え方をとっていくのがこの制度自体では合理的ではないかというふうに思っております。

○江田五月君 大臣、つまりいまのところはこういうことなんですね。この金額自体が、命の値段とかあるいはもう労働能力を完全に失ってしまった人に対する補償としては非常に安きに失するものではあるんだと。だけれども、ほかの制度の関連上この程度しかいまはしようがないんだというふうな、その程度の金額しか出ていないのに、ちよつと加害者の方が多少財産があったからとか、あるいは自分の家屋敷を売って補償するとか、あるいは少し働いて何十万かたまったからといって持つてきた。それを持つてきたら、今度はその部分は国からの支給の分から引いちゃうというわけですね。八条一項が。あるいは二項の方は、国が先に給付金を出しているから、その出した限度において加害者に対して国は損害賠償請求権を取得する。だから、加害者の方があれこれ工面をして被害者に多少払える余裕ができたというときには、国がばつとその分を取つてもいいよと、そういう制度になつていくんです。制度としてはそれはそれで、これがだめだということまでは言ひにくいと思ひますけれども、運用の点で、そういう血も涙もないようなことはやらないようにひつと考へてほしいと思ひますが、これで質問を終わります。○國務大臣(後藤田正晴君) しばしばお答えをいたしておりますように、この制度を生きた制度として運営をしていきたいと、こう考へております。

ので、いずれにいたしましても、衆参両院での審議の経過をよく吟味いたしまして妥当な運営を行つていきたいと、かように考へております。

○委員長(後藤正夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、戸塚進也君が委員を辞任され、その補欠として郡祐一君が選任されました。

○委員長(後藤正夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認めます。神谷君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。

神谷君から修正案の趣旨説明を願ひます。神谷君。○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま提案をされている政府提出の犯罪被害者等給付金支給法案に対する修正案につきまして、その提案理由を説明いたします。

すでに本委員会において明らかにいたしましたとおり、政府案は、犯罪被害者を真に救済する立場から見れば、その目的、犯罪被害の範囲、補償額あるいは過去の被害者等の救済その他において、まことに不十分の内容となつているのであります。本案が、犯罪被害者とその団体の長年におわたる粘り強い要求運動によつてようやく政府において制度創設に至つた経過を考へるならば、その内容は関係者の期待を裏切るものと言わざるを得ないのであります。私は、本制度が真に国民の切実な願ひを反映したものとして確立することが国の責務であるとの考えに立つて、政府案の弱点のうち、最低限の範囲において修正を加えようとするものであります。

まず第一は、本案の性格に関する修正であります。政府案が、その名称のごとく給付金支給法案、すなわち見舞い金的性格となつていことに對して、法律の名称を犯罪被害者補償法案とすること、並びに目的として、犯罪被害者に対して補償を行い、保護救済を図る旨の修正を加へることにより、補償制度としての性格を与えようとするものであります。

第二に、犯罪被害の範囲についてであります。政府案以外に過失による犯罪被害者等も含めようとするものであります。これは自賠償による補償額に準じたものであります。

最後に、政府案で認められておらない過去の被害者を救済するための措置として二十年間の遡及適用を認めようとするもので、この根拠は民法七百二十四条の損害賠償請求権の時効に求めております。また、この場合の補償金の支給を交付公債にかへることができるとするものであります。

以上で日本共産党の修正案の提案理由説明を終わります。

何とぞ、慎重御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(後藤正夫君) ただいまの神谷君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。後藤田國務大臣。

○國務大臣(後藤田正晴君) 犯罪被害者等給付金支給法案に対する修正案については、政府として賛成しないのでございます。

○委員長(後藤正夫君) それでは、本修正案に對し質疑のある方は順次御発言を願ひます。――別に御発言もないようでありますから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

います。――別に御発言もないようでありますから、これより犯罪被害者等給付金支給法案について採決に入ります。

まず、神谷君提出の修正案を問題に供します。神谷君提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(後藤正夫君) 少数と認めます。よつて、神谷君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(後藤正夫君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

佐藤君から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤君。

○佐藤三吾君 私は、ただいま可決されました犯罪被害者等給付金支給法案に對し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党及び参議院クラブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

決議(案)

政府は、本法施行に当たり、当委員会の審議の経過をふまえ、次の事項に留意すべきである。

一、犯罪被害者等給付金の給付水準については、被害者等の実情に即し、また他の諸制度との均衡、物価水準の変動等をも参酌し、所要の改善を図られるよう配慮すること。

二、給付金の裁定に当たっては、被害者等の捜査協力の有無等刑事手続上における事由によつて影響を受けることのないように配慮すること。

三、公安委員会の裁定のための調査に当たっては、公正を保つよう配慮するとともに、国家公安委員会に置く専門委員の構成について

は、刑事学、社会学、犯罪捜査実務等の専門家を加えるなど公正な調査審議が行われるよう配慮すること。

四、被害者の帰責事由、申請手続等法令及び国家公安委員会規則で定めることとなつてゐる事項については、被害者等の救済の趣旨が全うされるよう十分に留意すること。

五、本法施行前に犯罪被害を受けた者及びその遺族に対しては、別途、奨学金制度、重障害者見舞金などの救済措置について、実現に努めること。

六、被害対象等については、本法施行後の運用実態を分析・研究し、その検討に資すること。

右決議する。

○委員長(後藤正夫君) ただいま佐藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(後藤正夫君) 全会一致と認めます。よつて、佐藤君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、後藤田国家公安委員会委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。後藤田国家公安委員会委員長。

○国務大臣(後藤田正晴君) 政府といたしましては、ただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしましたして法律を運用してまいる所存でございます。

○委員長(後藤正夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(後藤正夫君) 行政書士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

衆議院地方行政委員長代理理事石川要三君。

○衆議院議員(石川要三君) ただいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案の提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

現在、行政書士は、官公署に提出する書類等の作成を業としておりますが、最近における行政事務の複雑化、高度化等により、書類作成のみならず、書類の提出手続を代行し、書類作成についての相談の依頼にも応じているのが実情であります。

また、現行法では、行政書士は社会保険労務士の書類作成業務をもちあはせ行うことができますことになっておりますが、行政書士と社会保険労務士のそれぞれの資格制度及び業務分野は独自の強いものであります。

このような事情にかんがみ、今回行政書士法を改正し、行政書士の業務として新たに官公署に対する書類提出手続の代行業務及び書類作成についての相談業務を加えるとともに、行政書士の業務と社会保険労務士の業務とを分離することにより、行政書士の業務の実態に合致せしめ、ひいては国民の利便及び官公署の事務効率の向上等に資することとしようとするものであります。

また、罰則の規定につきましても経済情勢の変動等にかんがみ、所要の改正を行うものであります。

これがこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、その内容について御説明いたします。

その第一は、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類等を作成するほか、新たに官公署に対する書類の提出手続を代行し、または当該書類の作成に限り相談に応じることとを業とすることができることとしております。

第二は、行政書士の業務から社会保険労務士の業務を除くこととしております。ただし、この法律

の施行の際現に行政書士会に入会している者については、当分の間、従前どおり社会保険労務士の業務を行うことができることとしております。

第三は、罰則の規定を整備し、罰金及び過料の金額を引き上げることとしております。

以上が行政書士法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容であります。

なお、この法律案は、衆議院におきまして、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同、民社党・国民連合及び新自由クラブの六党の合意に基づき、地方行政委員会提出の法律案として提出され、衆議院を通過いたしましたものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたしますして、御説明を終わります。

○委員長(後藤正夫君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

行政書士法の一部を改正する法律案の問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(後藤正夫君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(後藤正夫君) 地方行政の改革に関する

調査を議題といたします。

昭和五十五年度の地方財政計画について、政府から説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) 昭和五十五年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

昭和五十五年度の地方財政につきましては、昭和五十四年度に引き続いて厳しい状況にあります。昭和五十四年度に引き続いて、現下の社会

経済情勢の推移に適切に対応しつつ、財政の健全化を促進することを目途として、歳入面におきましては、住民負担の合理化にも配慮しつつ、既存税制における地方税源の充実を図る等収入の確保を図るとともに、昭和五十四年度に引き続き見込まれる巨額の財源不足については、これを完全に補てんする等地方財源の確保を図る一方、歳出面におきましては、経費全般について徹底した節減合理化を行うという抑制的基調のもとで、住民生活に直結した社会資本の整備を図るために必要な地方単独事業の規模の確保に配慮する等限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本といたしております。

昭和五十五年度の地方財政計画は、このような考え方を基本として策定しておりますが、以下の策定方針について申し上げます。

第一に、現下の厳しい地方財政の状況等にかんがみ、個人住民税の各種所得控除を引き上げるとともに、その減収に対処するため所得割の税率適用区分に所要の調整を加えるほか、事業所税及び個人住民税均等割の税率を引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化を行い、自動車取得税の暫定税率の適用期限を延長し、ガス税の免税点を引き上げる等地方税源の充実と地方税負担の適正合理化を図ることとしております。

第二に、地方財源の不足に対処し、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、昭和五十五年度の地方財源不足見込み額二兆五百五十億円については、地方交付税の増額と建設地方債の増発により完全に補てんす

ることとしております。

なお、建設地方債の増発は、昭和五十四年度より縮減を図っております。

(二) また、地方債資金対策として政府資金及び公営企業金融公庫資金の増額を図ることとしております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、地域住民の福祉、教育の充実及び住民生活に直結した社会資本の計画的整備等を図るための諸施策を実施することとしております。このため、生活関連施設等の計画的な整備の推進を図るため地方単独事業の所要額を確保するとともに、社会福祉施策、教育振興対策等の一層の充実を図ることとし、また、過疎地域に対する財政措置等を充実することとしております。

第四に、地方行政財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、国庫補助負担基準の改善を図り、あわせて年度途中における事情の変化に弾力的に対応し得るよう配慮するほか、地方財政計画の算定内容について所要の是正措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに昭和五十五年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、四十一兆六千四百二十六億円となり、前年度に対し二兆八千四百十二億円、七・三%の増加となっております。

以上が昭和五十五年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長(後藤正夫君) 次に、補足説明を聴取いたします。土屋財政局長。

○政府委員(土屋佳昭君) 昭和五十五年地方財政計画の概要につきましては、ただいま自治大臣から御説明申し上げましたとおりでございますが、なお、若干の点につきまして補足して御説明いたします。

まず、規模でございますが、明年度の地方財政計画の規模は、四十一兆六千四百二十六億円、前年度に比較しまして二兆八千四百十二億円、七・三%の増加となっております。

次に、歳入について御説明いたします。

まず、地方税の収入見込み額であります。道府県税七兆一千七百十五億円、市町村税七兆八千九百八十三億円、合せて十五兆六千九百八十八億円でございます。前年度に比べて道府県税は一兆一千二百九十九億円、一八・七%の増加、市町村税は一兆五千七百七十七億円、一四・六%の増加、合せて二兆一千三百五十六億円、一六・五%の増加となっております。

なお、地方税につきましては、住民負担の適正合理化を図るため個人住民税の各種控除の引き上げ、ガスの免税点の引き上げ等により九百五十四億円の減収を見込む一方、現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、住民税の課税最低限の引き上げ等による減収に対処するため、税率適用区分に所要の調整を加えることとし、また、個人住民税均等割の税率の引き上げ、事業所税の税率の引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化等により二千二百二十二億円の増収を見込むこととしております。

地方譲与税の収入見込み額は、四千四百七十六億円となっております。

次に地方交付税でございますが、国税三税の三二%に相当する額に一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金三千七百九十五億円及び同特別会計の資金運用部からの借入金八千九百五十億円等を加算し、借入金償還金三千六百二十億円を控除し、さらに前年度からの繰越分六千九百九十七億円を加算し、総額八兆七千七百七十五億円を確保いたしました結果、前年度に対し三千八百八十億円、五%の増加となっております。

国庫支出金につきましては、総額十兆四千四百三十一億円、前年度に対し四千三百三十七億円、四・三%の増加となっております。これは社会福祉関係国庫補助負担金及び義務教育費国庫負担金の増などが主なものであります。

次に、地方債でございますが、普通会計分の地方債発行予定額は、四兆四千二百七十六億円、こ

ざいまして、前年度に對しまして、四千七百三十一億円、九・七%の減となつております。この中には、地方財源の不足に對処するための建設地方債一兆三百億円が含まれております。

地方債計画全体の規模は七兆三百七十七億円で、前年度に對しまして、三千七百三十三億円、五%の減となつております。これは財源対策債を昭和五十四年度より六千億円減額したためでございます。また、財源対策債を除くと前年度に對して二千三百九十七億円、四・二%の増となつております。

地方債計画の基本方針といたしましては、住民福祉の充実を図りつつ、魅力ある地域社会づくりを推進するため、生活関連施設等の整備を推進するものとし、そのために必要な地方債資金の総額を確保するとともに、地方財源の不足に對処するための措置を講ずることとし、あわせて地方債資金の質の改善を図ることとしております。

次に、使用料及び手数料につきましては、公立高等学校授業料等の単価は正及び最近の実績等を考慮して計上いたしております。その結果、歳入構成におきましては、地方税が前年度の三三・四%に對し、二・八%増の三六・二%となり、これに地方交付税及び地方譲与税を加えた一般財源は前年度の五四・三%から五六・七%へと上昇し、反面、地方債は前年度の二一・六%から一〇・六%へとそのウェイトが低下してしております。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、給与関係経費についてでございますが、総額は十一兆七千九百六十九億円で、前年度に對しまして七千二百二十二億円、六・五%の増加となつております。これに関連いたしまして、職員数につきましては、教育、警察、消防、社会福祉、社会教育等施設関係、清掃関係の職員を中心に約二万八千人の増員を図ると同時に、国家公務員の定員削減の方針に準じ、約六千七百人の定員合理化を行うこととしております。

なお、五十五年度におきましては、職員数について、地方の実態を考慮した所要の増加措置を行うこととしております。

次に、一般行政経費につきましては、総額九兆七千六百三十三億円、前年度に對しまして、六千五百九十六億円、七・八%の増加となつております。このうち国庫補助負担金等を伴うものは四兆五千四百四十四億円で、前年度に對しまして、三千七百七十四億円、七・三%の増加となつており、この中には、生活扶助基準の引き上げ等を図っている生活保護費、児童福祉費、老人福祉費などが含まれております。国庫補助負担金を伴わないものは四兆五千七百七十九億円で、前年度に對しまして三千五百二十二億円、八・三%の増加となつております。この中では、社会福祉関係経費を充実するほか、高等学校以下の私立学校に対する助成経費として一千八百七十三億円、年度内及び年度越え回収貸付金として一兆三千六百八十六億円、災害等年度途中における追加財政需要等に対する財源留保として三千五百億円等を計上いたしております。

なお、内部管理的な一般行政経費は、極力抑制することとしております。

公債費は、総額三兆七千六百六十六億円で、前年度に對しまして四千三百七十四億円、一六・六%の増加となつております。

次に、維持補修費につきましては、各種施設の増加及び計画的補修の必要性等の事情を考慮し、前年度に對しまして三百三十七億円、六・五%の増額を見込み、五千五百二十一億円を計上いたしております。

投資的経費につきましては、総額十五兆九千二百五十三億円で、前年度に對しまして六千九百九十八億円、四・六%の増加となつております。このうち、直轄、補助事業につきましては、明年度におきまして、公共事業関係費が総額として前年度と同程度とされた結果、二・三%の増加にとどまることとなっております。

一方、地方単独事業につきましては、地方団体が身近な生活環境施設等の計画的整備を推進することができるよう所要の事業量を確保することとし、前年度に對しまして、五千九百九十億円、七・五%

増の七兆二千九百六十二億円を計上いたしております。

また、公営企業繰出金につきましては、地下鉄、上下水道、病院等、国民生活に不可欠なサービスを提供している事業について、総額八千五百十四億円を計上いたしております。その結果、歳出構成におきましては、給与関係費は二八・三%で、前年度に対し〇・三ポイント、投資的経費は三八・二%で前年度に対し一ポイント低下している反面、公債費は前年度の六・八%から〇・六ポイント上昇し、七・四%となっております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(後藤正夫君) 以上で説明の聴取を終わります。

○委員長(後藤正夫君) 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。最近における地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十五年度分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って増加する地方団体の財政需要に対処するため、地方交付税の算定に用いる単位費用を改定する等の必要があります。以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、昭和五十五年度分の地方交付税の総額については、現行の臨時地方特例交付金を除く法定額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金三千七百九十五億円及び同会計において借り入れる八千九百五十億円を加算した額とするとともに、借入額八千

九百五十億円については、昭和六十一年度から昭和七十年年度までの各年度に分割して償還することとしております。

さらに、後年度における地方交付税の総額の確保に資するため、地方交付税法附則第八条の第三項の規定に基づき、昭和五十五年度における借入純増加額の二分の一に相当する額三千七百七億五千万円を昭和六十一年度から昭和七十年年度までの各年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れ、当該各年度の地方交付税の総額に加算することとしております。

次に、昭和五十五年度の普通交付税の算定方法については、教職員定数の増加、教育施設の整備等教育水準の向上に要する経費及び児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に要する経費の財源を措置することとしております。また、公園、清掃施設、下水道、市町村道等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備及び維持管理に要する経費の財源を措置するとともに、過密対策、過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費を充実にすることとしております。

さらに、昭和五十五年度において、財源対策債を減額することに伴い、これに対応する投資的経費を基準財政需要額に算入することとするほか、昭和五十四年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入することとしております。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(後藤正夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

【参照】
犯罪被害者等給付金支給法案に対する修正
案
犯罪被害者等給付金支給法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。
犯罪被害補償法

第一条を次のように改める。

(目的)
第一条 この法律は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重障害を受けた者に対し、当該犯罪行為による被害に關し国において補償を行うことにより、これらの者の保護救済を図ることを目的とする。

第二条第一項中「及び過失による行為」を削り、同条第三項中「犯罪被害者等給付金」を「犯罪被害者等補償金」に、「遺族給付金」を「遺族補償金」に、「障害給付金」を「障害補償金」に改める。

第三条(見出しを含む)中「犯罪被害者等給付金」を「犯罪被害者等補償金」に改める。

第四条(見出しを含む)中「犯罪被害者等給付金」を「犯罪被害者等補償金」に、「遺族給付金」を「遺族補償金」に、「障害給付金」を「障害補償金」に改める。

第五条中「遺族給付金」を「遺族補償金」に改める。

第六条(見出しを含む)中「犯罪被害者等給付金」を「犯罪被害者等補償金」に改める。

第九条(見出しを含む)中「犯罪被害者等給付金」を「犯罪被害者等補償金」に、「遺族給付金」を「遺族補償金」に、「障害給付金」を「障害補償金」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その額は、二千万円を超えない範囲内において定められるものとする。

第十條及び第十一條中「犯罪被害者等給付金」を「犯罪被害者等補償金」に改める。

第十二條(見出しを含む)及び第十五條中「仮給付金」を「仮渡金」に、「犯罪被害者等給付金」を「犯罪被害者等補償金」に改める。

第十六條、第十七條(見出しを含む)、第十九條及び第二十條中「犯罪被害者等給付金」を「犯罪被害者等補償金」に改める。

附則第一項中「この法律の施行後」を「昭和三十六年一月一日以後」に改める。

附則第二項のうち第十二條の次に一條を加える改正規定中「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害補償法」に改める。

附則第二項のうち第二十二條の改正規定中「犯罪被害者等給付金」を「犯罪被害者等補償金」に改める。

附則第二項のうち第三十七條第一項の改正規定中「犯罪被害者等給付金」を「犯罪被害者等補償金」に改める。

附則第二項を附則第七項とし、附則第一項の次に次の五項を加える。

2 昭和三十六年一月一日以後この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に対するこの法律の規定の適用については、第三條中「犯罪行為が行われた時」とあるのは「犯罪行為が行われた時又は施行日のいずれか」と、第十條第二項中「当該犯罪被害の発生を知った日」とあるのは「当該犯罪被害の発生を知った日(施行日前に当該犯罪被害の発生を知ったときにあつては、施行日)」と、「当該犯罪被害が発生した日」とあるのは「当該犯罪被害が発生した日(施行日前に当該犯罪被害が発生したときにあつては、施行日)」と、第十八條中「金銭」とあるのは「金銭(附則第三項の規定により交付を受けた国債及びその利子を含む)」とする。

(記名国債の交付)

3 昭和三十六年一月一日以後施行日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害について第三條の規定により支給される犯罪被害者等補償金

は、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付することである。

4 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

5 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

6 前三項に定めるもののほか、第四項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、約千二百億円の見込みである。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は四月九日)

一、行政書士法の一部を改正する法律案(衆)

四月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第七十八条の二第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十条第三項第一号及び第八十一条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十七条の二第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第九十条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第九十三条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第九十三条の四「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

附則第二十条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

附則第二十四条第一項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

別表第三中「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第四十二条中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第四十三条の四第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第四百四十三条の十五中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第三条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十條の五第一項中「第三項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の三項を加える。

5 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第十條の五第一項」とあるのは「第十條の五第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 前二項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

附則

1 この法律は、昭和五十五年六月一日から施行する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)の規定(改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。))の規定を

除く。及び第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

3 改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。))の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方事務官制度の廃止に関する請願(第二三八八号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第二三九八号)(第二四五三号)

一、地方自治体の財政確立に関する請願(第二四四四号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第二四九八号)(第二四九九号)(第二五五八号)

第二三八八号 昭和五十五年四月四日受理

地方事務官制度の廃止に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條の事務とその所要財源を都道府県に移譲するとともに、職員的身分を地方公務員に切り替えられたい。

現在、社会保険行政、職業安定行政並びに陸運行政の事務で、地方自治法施行規程(昭和二十二年政令第十九号)第六十九條に定める事務に従事する職員は、地方自治法附則第八條の規定により、当分の間これを官吏とする旨の暫定措置により、国家公務員とされている。しかし、これら地域住

除く。及び第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

3 改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。))の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方事務官制度の廃止に関する請願(第二三八八号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第二三九八号)(第二四五三号)

一、地方自治体の財政確立に関する請願(第二四四四号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第二四九八号)(第二四九九号)(第二五五八号)

第二三八八号 昭和五十五年四月四日受理

地方事務官制度の廃止に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條の事務とその所要財源を都道府県に移譲するとともに、職員的身分を地方公務員に切り替えられたい。

現在、社会保険行政、職業安定行政並びに陸運行政の事務で、地方自治法施行規程(昭和二十二年政令第十九号)第六十九條に定める事務に従事する職員は、地方自治法附則第八條の規定により、当分の間これを官吏とする旨の暫定措置により、国家公務員とされている。しかし、これら地域住

除く。及び第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

3 改正後の法第八十二条第三項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。))の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方事務官制度の廃止に関する請願(第二三八八号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第二三九八号)(第二四五三号)

民に關係の深い委任事務について、指揮監督權は都道府県知事にあるが、人事權及び予算執行權は國にあるため、都道府県における総合的な行政執行、人事管理等に適正を欠き、また、住民に対する行政責任の明確さを欠く因ともなっている。このような現状と法制定の経過から、地方制度調査会及び行政管理委員会等で既に地方事務官制度の廃止を答申しており、また、政府においては、昭和五十四年十二月二十八日の閣議で地方事務官制度の取扱いについて昭和五十五年六月末を目途として結論を得るものとする旨の決定を行ったところである。

第二三九八号 昭和五十五年四月四日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 宮崎市末広二ノ三ノ九原田病院

内 鶴保和義外三十九名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第二四五三号 昭和五十五年四月七日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村榎尾 下浦頭

一外四十名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第二四九四号 昭和五十五年四月八日受理

地方自治体の財政確立に関する請願

請願者 大阪府城東区今福東二ノ八ノ六ノ

五〇一 柳千鶴子外九百四十二名

紹介議員 小巻 敏雄君

公立大学・公立短期大学の充実発展を目指し、地方自治体の財政確立を図るため、速やかに次の措置をとりたい。

一、地方自治体財政を確立させるため、当面

1 地方交付税率を四十パーセント以上に引き

上げるとともに、超過負担の解消を図ること。
また、起債許認可制を廃止すること。

2 交通、水道、病院など地方公営事業に対する
國庫補助を拡充し、住民負担を軽減すること。

二、公立大学・公立短期大学財政を確立させるた
めに、地方交付税交付における基準財政需要額の
算定にあたって、公立大学に要する経費を必
要経費として正しく評価すること。そのため、
当面

1 現在、人口を測定単位とした「その他教育
費」として措置されている大学について、教
職員数、学生数等を測定単位とした「大学
費」として措置すること。

2 単位費用等の算定並びに数値の補正にあた
っては、国立大学の教官当積算校費・学生当
積算校費等の額を用い、全体として、公立大
学・公立短期大学が国立大学の水準となるよ
うにすること。

第二四九八号 昭和五十五年四月八日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 宮城県泉市将監二ノ一四ノ一

平田健治外四十名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第二四九九号 昭和五十五年四月八日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 静岡県清水市梅ヶ谷二三〇ノ七

杉本政巳外三十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第二五五八号 昭和五十五年四月九日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 福井県鯖江市御幸町三ノ八ノ四

井上武美外三十四名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月十九日)

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

第五号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

二 四 二 一 応 一度

六 一 終 各 各 界

三 二 二 課 科 する

昭和五十五年五月七日印刷

昭和五十五年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局